

### 4. 1 整備方針

ここでは、道の保存状況や地域特性等をふまえ、「歴史の道」及び「歴史的資源」の整備にあたっての整備方針について検討した。

#### 4. 1. 1 「歴史の道」の整備方針

##### (1) 「歴史の道」の類型化

整備方針の検討にあたり、まず「歴史の道」をその歴史的背景に基づき次に示すように3つの類型に分類した。

###### 類型I—宿場の道

- 昔、宿場や城下町であった区間

###### 類型II—宿場間の道

- 宿場や城下町の間の区間

###### 類型III—峠越えの道

- 山間部の峠越えの区間

##### (2) 類型別の整備方針

分類した3つの類型について、道の保存状況や沿道の歴史的建築物の現存状況等に基づいてタイプ区分を行い、タイプ毎に整備方針の設定を行った。各類型の整備方針は、次頁以降に示すとおりである。

タイプ	特徴と現況例	整備方針
A	歴史的な建築物が多く現存し、歴史的街並みの雰囲気をとどめている宿場 例) 永井宿 等	<p>●積極的に、宿場の街並みの復元を図る。 (整備例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-道の線形・幅員等の保存</li> <li>-舗装・水路等の復元</li> <li>-現存する歴史的建築物の保存</li> <li>-歴史的建築物の復元</li> <li>-沿道建築物の規制・誘導</li> <li>-電線類の地中化</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul>
B	道の線形・幅員や地割等が原状をとどめており歴史的な建築物もいくつか現存している宿場 例) 北牧宿、中山宿、塚原宿、須川宿 等	<p>●可能な限り、宿場の街並みの復元を図る。 (整備例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-道の線形・幅員等の保存</li> <li>-現存する歴史的建築物の保存</li> <li>-看板等の規制・誘導</li> <li>-歴史性の感じられる舗装整備</li> <li>-電線類の地中化</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul>
C	道は改変され原状をとどめていないが、歴史的な建築物がいくつか現存している宿場 例) 金古宿、下新田宿、布施宿、相俣宿 等	<p>●可能な限り、宿場の雰囲気が感じられる街並み整備を行う。 (整備例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-現存する歴史的建築物の保存</li> <li>-歴史性の感じられる舗装整備</li> <li>-照明等の修景整備</li> <li>-電線類の地中化</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul>
D	完全に都市化され、歴史的な建築物がほとんど現存していない宿場 例) 総社宿 等	<p>●宿場であったことを認知できるようにする。 (整備例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-サインの整備</li> <li>-情報発信施設の整備 等</li> </ul>
E	道が消失している宿場 (該当なし)	<p>●宿場があったことを示す。 (整備例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-サインの整備 等</li> </ul>

図-4.1.1 類型別の整備方針（類型 I）

類型 II 宿場間の道

タイプ	特徴と現況例	整備方針
A	歴史的な建築物等が多く現存し、歴史的な雰囲気をとどめている区間（集落） 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落全体を歴史博物館風に整備する。 (整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-道の線形・幅員等の保存</li> <li>-現存する歴史的建築物の保存</li> <li>-歴史性の感じられる舗装整備</li> <li>-建築物の規制・誘導</li> <li>-電線類の地中化</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul> </li> </ul>
B	道の線形・幅員等が原状をとどめている区間 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史性を感じながら散策できる道として整備する。 (整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-道の線形・幅員等の保存</li> <li>-沿道の史跡等の保存</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul> </li> </ul>
C	拡幅整備等により道が改変され、原状をとどめていない区間 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史の道であることを認知できるようにする。 (整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-沿道の史跡等の保存</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul> </li> </ul>
D	宅地化・農地化等により道が消失している区間 (該当無し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な限り、道の復元を図る。</li> <li>●歴史の道があったことを示す。 (整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-サインの整備 等</li> </ul> </li> </ul>

図-4.1.2 類型別の整備方針（類型 II）

タイプ	特徴と現況例	整備方針
A	<p>道の線形・幅員等が原状をとどめている区間</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史性を感じながら歩けるハイキングコースとして整備する。</li> <li>(整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-道の線形・幅員等の保存</li> <li>-沿道の史跡等の保存</li> <li>-峠茶屋の復元</li> <li>-歩きやすい舗装整備</li> <li>-サインの整備 等</li> </ul> </li> </ul>
B	<p>拡幅整備等により道が改変され、原状をとどめていない区間</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●歴史の道であることを認知できるようにする。</li> <li>(整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-沿道の史跡等の保存</li> <li>-サインの整備</li> <li>-休憩施設の整備</li> <li>-駐車場の整備 等</li> </ul> </li> </ul>
C	<p>雑草等に覆われて、道が消失している区間</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>●可能な限り、道の復元を図る。</li> <li>●歴史の道があったことを示す。</li> <li>(整備例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>-サインの整備 等</li> </ul> </li> </ul>

図-4.1.3 類型別の整備方針（類型III）

#### 4. 1. 2 「歴史的資源」の整備方針

##### (1) 保存・復元の方針

歴史の道の沿道においては、以下に示すような歴史的資源が数多く散在している。これらの歴史的資源は、その種類、規模等に関わらず往時の人々が遺した貴重な歴史的・文化的遺産である。

したがって、歴史の道の沿道に遺る資源は全て保存するとともに、失われた資源のうち復元に資する史料等が遺るものについては極力復元することを整備方針とする。

なお、ヒアリング調査における以下の項目に対して、各市町村があげた歴史的資源を整理すると、次頁の表-4.1.1に示すとおりである。

##### 【ヒアリング調査の項目】

- ①特に重要な歴史的資源、及びその理由
- ②特に保存・復元したいと考えている歴史的資源、及びその理由、方法
- ③歴史的街並み保全や修景整備等を行っている、または今後計画のある箇所

##### 【歴史的資源の分類】

- 建築物（本陣跡、陣屋跡、茶屋跡、関所跡、古い民家 等）
- 神社・寺等
- 近代化遺産
- 一里塚
- 常夜燈
- 石造物（馬頭尊、道祖神、庚申塔、供養塔 等）
- 道標（里程標含む）
- 碑（句碑、石碑、板碑 等）
- 並木
- 城跡
- 渡し・河岸跡
- 古墳
- その他（井戸、橋、墓、大木、水路 等）

##### (2) 整備の方針

歴史の道の沿道の歴史的資源を活用するためには、単にその資源を保存・復元するだけではなく、それらを見て、知るための施設が必要であり、また、それらを辿っていくためには休憩施設や駐車施設など、様々な便益施設を併せて整備することが必要である。

したがって、歴史的資源の保存・復元にあたっては、その位置づけや価値はもとより、周辺の土地利用状況、歴史の道との関連性、歴史的資源の相互の関連性などを考慮し、各種便益施設を整備していくことを整備方針とする。

表-4.1.1(1) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その1）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
三国街道	高崎市	三国道の道しるべ	市史跡	三国街道と榛名道の分岐点にある。保存状況も良い。	○			三国街道 1
		常夜燈		諏訪神社参道入口にあり、保存状態も良い。中山道新町宿から買い取ったもの。				"
		道祖神兼道しるべ		道祖神の台石が道しるべを兼ねている。保存状況も良い。				"
	群馬町	石上寺の五輪塔		南北朝期（明徳3年）、室町期（応永18年）の2基。完形で県内屈指の優品。	○			"
		三ツ寺の堤		江戸初期の高崎藩の水利事業。近年町立公園として整備された。				"
		医光寺のしだれ桜		高崎市下流町慈眼寺の孫寺で、1686（真享2）年の植樹。	○			"
		観音堂		中世の板碑群や高遠の石宮等、多くの文化財が所在する。				"
		三国街道の道標	町重文	1694（元禄7）年12月の建立。県内でも最古級の道標。				三国街道 2
		金古神保家		江戸前期の母屋、表門、牢屋等が良好な状態で残る。				"
		土俵の天王様		19世紀中頃の建立で金古宿の市神。毎年7月に例祭がある。				"
		行人塚と大ケヤキ		ケヤキは樹齢350年位の古木で、金古宿の北「木戸界」辺りにある。	○			"
	吉岡町	石関黒山の墓		郷里陣場の私塾で多くの師弟を育てた。吉岡を代表する教育者の1人。				"

表-4.1.1(2) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その2）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
三国街道	吉岡町	陣場の常夜燈		元来三国街道沿いにあったもので、陣場				三国街道 2
		馬場重久の墓	県史跡	わが国初の養蚕手引書を著した人で、本県の伝統産業養蚕発展に多大な功績を残した。				"
		南下古墳群	町史跡	本町を代表する古墳が集中し、町の古代を考える上で欠くことのできない重要な場所。	○			"
		下八幡神社一帯		本町一帯の古地名を冠した桃井氏ゆかりの神社で、中世のこの地を研究する上で欠くことができない。				"
		桃井城址		本町で唯一城郭のおもかげを残す場所である。桃井氏に係る城址で、周辺に寺や神社等関連史跡が多い。	○			"
		桃井館	町重文	建物そのものには、後の手が入っているが、欄間に桃山期頃の作風が見られる。				"
		華蔵寺		山吹日記に登場する寺で、多くの古文書や書物を蔵する。客殿は200年以上前のもので、町内の建造物の中でも極めて古く、当時の姿をよくとどめている。	○			"
		三国街道一里塚	町史跡	徳川幕府が街道一里ごとに里程の目印として築かせたものだが、現存するものは極めて少ない。一里塚の跡が明確なのはここのみで、街道沿いの渋川市、群馬町にはその存在を聞かない。	○			三国街道 3
		原沢文仲の墓		紀州の華岡、上州の原沢と言われたほど の名医。				"

表-4.1.1(3) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その3）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
三国街道	吉岡町	滝泉神社		上野国神名帳に記載される泉矢明神と考えられている。御神体は本殿裏の巨石と考えられる。				三国街道 3
	渋川市	石造笠卒塔婆	国重文	――				"
		渋川八幡宮本殿	県重文	――				"
		虚空蔵塚古墳	県史跡	――				"
		藍園墓地の大ケヤキ	県天然記念物	――				"
		堀口藍園の墓	県史跡	――				"
		金井製鉄遺跡	県史跡	――				"
		中筋遺跡	県史跡	――	○	○	○	"
		金井の宝篋印塔	県史跡	――				三国街道 4
		杣ヶ橋閻所跡	県史跡	――				"
子持村	北牧宿			保存状況も比較的良好、学術的価値も高い。				"
	横堀宿本陣			保存状況も比較的良好、学術的価値も高い。				"
	人助けの木	村天然記念物		天明3年の浅間山噴火の災害史上、価値が高い。				"

表-4.1.1(4) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その4）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
三国街道	子持村	賑貸感恩碑	村史跡	天明3年の浅間山噴火の災害史上、価値が高い。				三国街道4
		大山祇神社		地域で鎮守として現在も機能している。				"
		大山祇神社の大フジ	県天然記念物	稀に見るフジの巨木である。				"
		横堀三国街道一里塚		保存状況も良く、学術的価値も高い。				"
	小野上村	八木沢清水遺跡	県史跡	縄文時代草創期の県内最古級の竪穴住居跡。				"
		なぎなた坂の歌碑		地域の老人クラブの奉仕により周辺が整備されている。				三国街道5
		中山敷石住居跡	県史跡	村内唯一の敷石住居跡である。				"
	高山村	中山神社		毎年、春と秋に祭典が行われ賑わっている。				"
		本宿本陣		小門や糸杉等により当時をしのべる。				"
		新田本陣		表門と書院は保存状況も良く、当時の形を残している。				"
		中山城跡	村重文	保存状況も良く、壮大な城であった。				"
	月夜野町	塩原太助馬つなぎ松	村天然記念物	当時をしのぶ老松である。				三国街道6
		村主大樺	県天然記念物	樹齢は推定600年。村主八幡宮（神社）の御神木。				"
		上津姥桜	県天然記念物	樹齢は言い伝えによると約500年。姥桜をめぐる悲しい伝説が残されている。				"

表-4.1.1(5) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その5）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
三国街道	月夜野町	上杉謙信供養塔	町重文	謙信没後、沼田城代が後閑の怒林寺に建立したが、同寺消失後は如意寺へ。				三国街道 6
	新治村	大般若塚		全国的に珍しく貴重な塚である。				三国街道 9
		泰寧寺本堂欄間須彌壇	県重文	歴史的にも古く、文化財価値も高い。				三国街道 8
		泰寧寺山門の天井絵	県重文	歴史的価値が高い。	○			"
佐渡奉行街道	玉村町	旧大庄屋役宅及び書院	県重文	書院としては貴重な造りである。				三国街道 7
		五料関所跡	町史跡	保存状態は良くないが、例幣使街道中唯一の関所であり、川に臨む関として学術的価値が高い。	○			佐渡奉行街道 1
		五料飯玉神社		保存状態も良く、学術的価値も高い。				"
		常楽寺		保存状態も良く、中世石仏、天明泥流記録石碑等あり。				"
		玉村八幡宮	国重文	建物（本殿）は中世末。境内に江戸初期の灯籠等文化財多し。				"
		角淵八幡宮		玉村八幡宮の元宮。				"
		摩利支天		神流川合戦の拠点。のち摩利支天信仰の本県の本社。保存状態も良い。				"
		軍配山古墳	町史跡	保存状態も良く、歴史的価値も高い。				"
		梨ノ木山古墳	町史跡	保存状態も良く、歴史的価値も高い。				"
		観照寺		玉村太郎の館跡の伝説あり。弘長二年、弘安七年の板碑あり。				"

表-4.1.1(6) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その6）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
佐渡奉行街道	玉村町	文安銘五輪塔		2基。夫婦墓石。1基は逆修塔。町内では最も古い。				佐渡奉行街道 1
		本陣 有長御歌碑		天保19年の例幣使参議有長が詠んだ歌。歴史的価値高い。				"
		例幣使道の問屋 (井田金七家)		江戸末期の問屋の様子を、よく残している。町文化財調査委員会において保存・復元の方法を研究中。	○	○		"
	高崎市	萩原の大笠松	県天然記念物	樹齢400年を超えると言われる。	○			佐渡奉行街道 2
		明徳元年銘宝篋印塔	市重文	西福寺（廃寺）にあったものと言われ、保存状況も良い。	○			"
	前橋市	王山古墳	市史跡	初期の横穴式古墳として、又、積石塚（後円部）として学術的価値高い				佐渡奉行街道 3
		光嚴寺		大名の遺品を多く伝え、境内に貴重な文化財が多い。				"
		元景寺		境内に地域の歴史と関わりの深い文化財や史跡を多数残す。				"
		宝塔山古墳	国史跡	墳丘、石室、石棺とも保存状況が良く、学術的価値が高い。				"
		蛇穴山古墳	国史跡	終末期の精巧で特殊な石室を持ち、学術的価値が高い。				"
		総社二子山古墳	国史跡	前方部、後方部の両者に石室を持ち学術的価値が高い。				"

表-4.1.1(7) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その7）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
佐渡奉行街道	吉岡町	佐渡街道の道しるべ	町重文	伊香保道との分岐点に建ち、湯治場としての伊香保、観音礼場水沢への訪問客に便宜をはかっている。				佐渡奉行街道 4
		三津屋古墳	県史跡	全国で最も明確な八角墳として学術的価値が極めて高い。	○	○	○	"
		三津屋の子育地蔵		刻字の中に川原島新田の文字があり、大久保村と現在の前橋市川原町との古くからの関係を伝えている。				"
		川原田不動		「三津屋の子育地蔵」と同様で、大久保と川原町で祀る。境内に向かう階段は段丘下の利根川原から始まり参拝者が東（川原町）の人々を中心としていたことを思わせる。				"
		大泉寺の不動尊		元修驗宗大久寺の本尊で、下野田華藏寺と共に修驗道の盛んな地であったことを示している。				"
		瀬来城		総社城と白井城を結ぶ間にあり、この街道が古くから使用されていたことを示している。				"
		新田入口の庚申塔		庚申塔に、新田町の刻字のあるものがあり、大久保村が北から南に開発が進んだことを示している。				
		三宮神社		伊香保神社の里宮といわれ、古い歴史がある。また太々神楽等の行事も伝わる。				佐渡奉行街道 4
渋川市	真光寺洪鐘	県重文		—				佐渡奉行街道 5
	木彫狛犬	県重文		—				"

表-4.1.1(8) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その8）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
佐渡奉行街道	渋川市	早尾神社の大ケヤキ	県天然記念物	――				佐渡奉行街道 5
		下郷の大クワ	県天然記念物	――				"
沼田街道	前橋市	八幡宮		城下町前橋の総鎮守で、貴重な文化財を多数伝える。				沼田街道 1
		龍海院		前橋城主酒井家の檀家寺で、城主歴代の墓など貴重な史跡を残す。				"
		妙安寺		保存状況が良く、学術的価値の高い美術品、絵画などを多数伝える。				"
		飛石稻荷	国天然記念物	前橋の地形形成の歴史を伝え、学術的価値が高い。				"
		日輪寺		保存状況が良く、学術的価値の高い十一面観音などを伝える。				"
富士見町	船津伝次平の墓	県史跡		――				"
	横室の大カヤ	国天然記念物		――				"
	原之郷のサンゴ樹	県天然記念物		――				"
	横室古墳			――				沼田街道 2
	赤城神社			――				"
	大聖寺			――				"
	米野本陣跡			――				"
北橘村	木曾三社神社			群馬県環境保全地域に指定。				"

表-4.1.1(9) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その9）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
沼田街道	北橘村	木曾三柱神社		村指定重要無形文化財「箱田の獅子舞」を実施。				沼田街道 2
		道訓前遺跡		縄文時代中期の大集落。				"
		道訓塚		付近の畠地に耳をつけると水の流れる音がするとの伝説が残る。				"
		赤城神社（下南室）		村指定重要無形文化財「下南室太々御神楽」を実施。				"
		覗石		親鸞上人伝説が残る。赤城七奇石の一つ。				"
	赤城村	庚申塚の道しるべ	村重文	幕末の頃、安山岩を円錐台形に整形し、上表面に方向を刻んだ道標。				"
		上三原田の歌舞伎舞台	国有民文	日本最古の機構を備えた歌舞伎舞台（20年ぶりに伝承活動が始まる）				沼田街道 3
		敷島のキンメイチク	国天然記念物	枝発生部の節間が黄金色の綾縞となっており、珍重されている。				"
		長井坂城跡	県史跡	利根川断崖上に位置する崖端城で、絶景を誇る。（整備計画始まる）				沼田街道 4
	昭和村	長井坂城跡	県史跡	戦国時代の城跡として保存状況も良く、学術的価値も高い。		○	○	"
		山口家家屋		江戸時代の民家様式を残す家屋として貴重である。	○			"
		円乗院の宝篋印塔	村史跡	江戸寛政年間、信州高遠の石工の作で、彫刻としての価値が高い。				"

表-4.1.1(10) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その10）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
沼田街道	昭和村	雲昌寺の大ケヤキ	県天然記念物	700年の風雪に耐えている大樹として貴重である。				沼田街道4
		鍛屋地古墳		出土した副葬品（五鈴鐘他）の質、量とも利根沼田地方最大級。	○	○	○	"
		遍照寺の地蔵尊		当地方ある時代に拝仕庄(莊)と言ったことを証する重要な銅製美術品。				"
		加藤丹波守の腹切り石	村史跡	戦国武将の最後を語り継ぐ貴重な遺跡。				"
		徳本の念佛塔		本村唯一の徳本石碑として貴重。				"
		阿曾（俎）城跡	村史跡	戦国時代の攻防を今に伝える貴重な砦。	○	○		"
		千賀戸神社の彫刻		神社本殿の銀杏の木に彫ったノミ跡塗装なし清麗。				"
沼田市		沼須砥石神社の石造七重塔	市重文	技術的に優秀で、保存状況も良い。県下に類を見ない石造物である。				沼田街道5
		須賀神社の大ケヤキ	県天然記念物	樹勢良好。				"
		旧生方家住宅	国重文	東日本における17世紀の町屋造りの建造物。				"
		城鐘	県重文	江戸時代初期に沼田で铸造された。				"
		沼田城跡	市史跡	石垣等一部が現存。本丸と二の丸の一部が都市公園として保全される。	○	○		"
会津街道	沼田市	旧沼田貯蓄銀行		県指定重要文化財。明治41年頃の建造とみられる西洋風建造物。	○		○	会津街道1

表-4.1.1(11) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その11）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
会津街道	沼田市	奈良古墳群		群集墳としての保存状況は良好で、学術的価値は高い。		○	○	会津街道1
	白沢村	三光院十一面観音像	県重文	鎌倉時代（1270年）に製作されたヒノキ材の立像。				"
		高平の書院	県重文	県内の書院造りとして、貴重なものである。	○			会津街道4
		書院の五葉松	県天然記念物	五葉松としては、この地方ではまれに見る巨木で、樹勢も旺盛である。				"
		雲谷寺		創建1330年、由緒ある曹洞宗のお寺。				"
		うつぶしの森	村史跡	南北朝時代、新田義貞の子義宗が、この地で足利の大軍をむかえうち最後を遂げたと言われる。				"
		五輪塔	村重文	三基のうち中央は新田義宗の墓と言われている。				"
		観音寺		創建978年、天台宗のお寺である。境内には石灯籠もある。				"
		宿割の碑		真田信政の高平新田の宿割を記念して建てられた。				"
	川場村							
	利根村							
	片品村							
清水峠越往還	沼田市	—		—				

表-4.1.1(12) 各市町村における保存・復元の対象となる歴史的資源（その12）

街道	市町村	歴史的資源		理由等	保存	復元	計画	現況特性図
清水峠越往還	月夜野町	名胡桃城址	県史跡	後北条氏滅亡のきっかけを生じた城。現在も郭、堀切り等が良好に残る。県指定史跡。城址公園整備のため継続して発掘調査を実施。	○	○	○	清水峠越往還1
		沢口遺跡製鉄炉址	町史跡	10～11世紀にかけての製鉄炉。数が少なく貴重。町指定史跡。現在は遺構を保存処理。今後遺跡公園を計画中。	○	○	○	"
		明徳寺城址	町史跡	土團式丘城格の崖端城。二重の高土塁、郭、虎口、遠構え等が残る。				"
		徒渉万葉歌碑	町重文	上流にダム群が出現する以前は、膝をまくれば歩いて渡ることができたとされる本町唯一の万葉歌碑。				"
		矢瀬遺跡	国史跡	繩文時代後晩期の住居跡・配石墓・祭壇状遺構・水場等がよく残っている。国指定史跡。現在、遺跡周辺を親水公園として整備し、遺跡自体の整備は計画中。	○	○	○	清水峠越往還2
		八束脛洞窟遺跡	町史跡	弥生時代の中期の火葬による共同墓地。歯や指骨に孔をあけたペングント、碧玉等出土。				"
		古馬牧の人形淨瑠璃	県無民文	幕末から明治時代に盛んに演じられていて、現在も年数回公開上演されている。(下牧公民館)				"
		松井市兵衛越訴状控え	町重文	真田氏改易時の治政の状況をつたえる貴重な資料。(郷土歴史資料館蔵)				"
	水上町							

#### 4. 1. 3 整備に当たっての留意事項

本総合計画に基づいて実際に整備等を行う場合には、以下の点に留意することとする。

##### 【留意事項】

###### ①地域性を考慮した整備

「歴史の道」については、類型別及びタイプ別に整備方針を設定したが、これはあくまでも1つの整備の指標を示すものであり絶対的なものではない。従って、実際の整備に当たっては、画一的な整備をするのではなく、それぞれの街道や場所、地域の持つ個性や地域性等を考慮して、個性豊かな整備をすることが望ましい。

###### ②確実な資料に基づく復元

宿場や関所等の歴史的資源の復元に当たっては、発掘調査や記録類から確実にその内容が明らかなものについて行う。

###### ③地域住民の積極的な参加

「歴史の道」の整備は、各地方公共団体だけでなく地域住民等といった地域の主体的な取組によって行われるべきものであり、まずそれらの熱意が充分にあることが前提となる。特に、街並みの修景整備や建築物の規制誘導等を実施する場合には、調査・計画・整備のあらゆる面での地域住民の参加を積極的に求め、合意形成を図りながら事業を進めることが必要である。

また、「歴史の道」の整備後についても、継続して地域住民や来訪者等の意見・感想等を聴取するよう努め、必要に応じて改善等を図っていくことが必要である。

###### ④景観条例・指針等の遵守

既に景観条例や景観指針等が定められている市町村や地区において、宿場の街並み整備や道路の修景整備等を行う場合には、条例や指針の内容に適合した整備を行うこととする。（参考として川場村と新治村の景観条例の概要を次頁以降に示す。）

## ■参考：各市町村の景観条例の概要

### 川場村美しいむらづくり条例（平成4年4月）

「川場村美しいむらづくり条例」では、美しく住みよいむらづくりのために必要となる基本的な事項を、「美しい景観の育成」と「美しい景観の保全」という二つの面にわたって定めている。

また、条例に基づいて、「美しい景観の育成」を進めるために「川場村美しいむらづくり指針（建築物編／田園・森編）」を定めている。建築物編では建築物の新築や増改築とその敷地整備、及び公共空間（道路や沿道など）の整備について、田園・森編では建築物をとりまく田園や森林の景観や環境の保全、育成について、それぞれ規範（望ましい姿）を定めている。

#### 【条例の目的】

秩序あるむらづくりのための基本的な事項を定めることにより、美しく住みよいむらづくりを推進し、村民の健康で潤いのある生活の実現、維持に寄与することを目的とする。

#### 【条例の基本理念】

水と緑に包まれた豊かな田園風景、自然景観及び良好な生活環境を守り、活かし、つくり、育てることを基本理念とする。

#### 【指針（建築物編）における規範／住宅の場合】

屋根	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>切妻又は、寄棟を基本とし、周囲と棟の方向を合わせせる。</li> <li>茅葺屋根は、大事な景観要素となっており、可能な限り現状を維持し、保全することが望ましい。</li> <li>屋根勾配は4寸以上10寸以下とし、周辺の屋根勾配と著しく違わないものとする。</li> </ul>
	材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ和瓦を使用する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶系の彩度の低い色、および白を除く無彩色（黒、灰）とすることが望ましい。</li> <li>青、赤系色はさける。</li> </ul>
壁	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>和風又は伝統的形態とすることが望ましい。</li> </ul>
	材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り自然材を使用する。</li> <li>土壁、漆喰壁の適切な活用を図ると共に現存するものは保全に心がける。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶系及び無彩色（黒、灰、白）を基調とし、原色の利用は原則として行わないようとする。</li> </ul>
開口部	形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統的もしくは和風の形状が望ましい。</li> <li>サッシュの壁面の外付けはできるだけ避ける。</li> </ul>
	材質	<ul style="list-style-type: none"> <li>できるだけ木材を使用する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>茶系の彩度の低い色及び白を除く無彩色（黒、灰）とすることが望ましい。</li> </ul>
階級		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として3階建て以下とする。</li> </ul>
敷地		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地規模は原則として250m<sup>2</sup>以上とする。</li> <li>建物と道路の間隔を広くとるように配慮する。</li> <li>敷地の周囲に段差ができる場合は自然石等の石積で修景することが望ましい。</li> </ul>
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の周囲の堀は、生け垣などの自然材料を使用することが望ましい。</li> <li>敷地の周囲及び敷地内の緑化に努める。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>地場産材の使用を心がける。</li> <li>プロパンボンベやボイラー等の露出する設備については、道路に直接見えないような工夫をする。</li> <li>排水は原則として現在村が進めている下水道へ接続する。ただし下水道区域外や下水道整備以前にあっては関係諸機関との協議を行うものとする。</li> <li>この指針は、付属舎にも適用する。</li> </ul>

### 美しい新治の風景を守り育てる条例

「美しい新治の風景を守り育てる条例」では、リゾート地としてふさわしい新治の風景を未来へ引き継ぎ、心豊かで潤いのある暮らしを誓むために必要となる基本的事項を定めており、さらに、それに基づいて景観形成のための基本的な指針を定めている。

本条例では、町長が景観形成を図る必要があると認められる地区を景観形成地区として指定することができるようになっており、地区指定した場合は、当該地区における景観形成の方針や、建築物・付属設備・屋外広告物等の位置・規模・意匠・色彩、敷地の緑化、土地の形質等に関する事項について基準も定めることとなっている（地区景観形成基準）。

また、住民側からも、その所有・管理する土地又は建築物について、一定の区域を定め、その区域における景観形成に関する協定を締結することができるようになっており（景観協定地区）、建築物や屋外広告物の位置・規模・意匠・色彩、敷地の緑化等に関する事項を定めることとなっている。

現在、景観形成地区に指定されているのは永井地区と須川地区の2地区で、景観協定を締結している地区は東峰・笠原・谷地地区の1地区である。

#### 【条例の目的】

新治村の景観に關し、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な地域の指定、行為の指導等を行うことにより、美しくかけがえのない郷土新治村を守り、つくり、育てることを目的とする。

#### 【永井地区の景観形成基準】（下線：他地区と異なる箇所）

地区景観整備の目標	三国街道の「歴史と文化」を伝える、山間の宿場にふさわしいたすまいと「やすらぎ」の心を感じさせる集落景観を創造する。								
地区的範囲	大字永井全域								
住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区的家並みが持つ優れた歴史的・文化的な景観を誇りとし、自宅の建物や宅地外構の保全・整備を通じて、より優れた集落景観の形成に努める。</li> <li>地区住民や行政との協力による、集落景観の向上に向けた共同事業の推進に積極的に参加する。</li> <li>家並みが形成される中で、長年に渡って培われてきた快速で暮らしやすい環境を守るために、日照、見晴らし、騒音、生活排水、臭気等について、お互いの生活に十分配慮して行動する。</li> </ul>								
土地の扱い	<table border="1"> <tr> <td>周辺土地利用</td><td>●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。</td></tr> <tr> <td>敷地規模</td><td>●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割はできる限り避ける。</td></tr> <tr> <td>造成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、大規模な造成（土地の伐開と切土、盛土）は避ける。</li> <li>●道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>敷地の縁</td><td>●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。</td></tr> </table>	周辺土地利用	●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。	敷地規模	●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割はできる限り避ける。	造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、大規模な造成（土地の伐開と切土、盛土）は避ける。</li> <li>●道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul>	敷地の縁	●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。
周辺土地利用	●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。								
敷地規模	●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割はできる限り避ける。								
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、大規模な造成（土地の伐開と切土、盛土）は避ける。</li> <li>●道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul>								
敷地の縁	●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。								
建物の扱い	<p>[この地区的住宅の伝統的な建築様式は、上州地方の善菴農家の伝統様式でもある、深い軒と出桁構造を特徴とする“せがいづくり”的住宅であり、家並みの景観形成を進めに当たっては、このような建築様式の保全・継承を前提としていく必要がある。]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根は、傾斜屋根で軒の深い切妻を原則とし、日本瓦は灰色系、カラー鉄板類の色は、指定色の茶色・新茶色・こげ茶色のいずれかを用いるようにする。葺蓋き・板葺き・銅板葺きは、特別に推奨する。</li> <li>●建物の高さは2階建てまでを原則とし、できる限り周囲の住宅と階高軒高を揃えるようにする。</li> </ul>								

建物の扱い	<p>●面壁は、和風をイメージさせる漆喰風の真壁とすることが望ましいが、新建材等を用いる場合には、できるだけ柱はあらわしと漆喰壁と調和する光沢のない白壁や黄土色、象牙色系の落ち着いた色彩を用いることが望ましい。</p> <p>(参考：永井宿郷土館)</p>
沿道部の扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道への90cm以上の垂直擁壁の設置は、原則として避ける。</li> <li>●沿道に擁壁を設置する場合は、道路境界から30cm程度後退させ、足元や擁壁上部に灌木や多年草を植栽し、擁壁の持つ圧迫感を低減させることが望ましい。</li> <li>●擁壁の素材には、自然石を用いることが望ましく、コンクリート擁壁とする場合は、目地やはつなどの表面処理を施し、時間とともに周囲の自然と馴染むように配慮する。</li> </ul>
植栽	●玄関先や軒下の鉢植えなども含めて、沿道部の緑化に努める。
柵	<ul style="list-style-type: none"> <li>●柵は原則として設けず、設置する場合は生け垣か竹垣とする。</li> <li>●金属柵等を設置する場合は、こげ茶系の色彩とし、道路境界部より30cm以上後退させ、高さは120cm以下とすることが望ましい。</li> </ul>
駐車場・車庫・物置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車庫や物置の形態や色彩は母屋とできる限り調和させる。</li> <li>●駐車場の位置は、沿道から自動車が丸見えにならないような位置とすることが望ましい（傾斜地であるため敷地利用に制約の多い当地区においては将来的には集落隣接地への集合駐車場の整備も検討する必要がある）。</li> <li>●沿道に3台以上の駐車場を整備するときは、道路側から車が見えないよう建物・柵・植栽等で隠蔽するなどの配慮を行なうようにする。</li> </ul>
空き地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●未利用地、遊休農地、廃屋などを放置することにより、家並みが荒れたイメージとなるないように配慮する。</li> <li>●沿道の未利用地、遊休農地などの目につきやすい場所に、産業廃棄物（廃車、廃材等）や粗大ごみなどを放置しないようにする。</li> </ul>
看板類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建物に設置する看板は、店名、屋号のみを原則とし、家並み景観と調和するよう、設置位置や大きさにも十分配慮する。</li> <li>●看板の素材は、集落景観との調和に配慮し、できる限り木や布帛（吸墨）などの自然素材を使用する。</li> <li>●看板類の色彩は、無彩色または茶系を原則とし、原色等はアクセント程度に留め、裏側が道路に面する場合は裏面の仕上げに配慮する。</li> <li>●沿道への広告看板類や野立て看板、ノボリ等の設置はできる限り自消し、特に野立ての電飾、電光看板は避ける。</li> <li>●やむを得ず沿道等にサイン看板類を設置する場合には、1m×0.7m以内で、高さは地上2m以内とする。また道路交通の安全に影響のある交差点等への設置は、位置・大きさ等に配慮する。</li> </ul>
自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機の屋外への設置は、できる限り控える。</li> <li>●自動販売機を屋外へ設置する場合は、木目調などの地味な外装のものを用いるか、あるいは目立たないよう周囲を木枠等で囲んで設置することが望ましい。</li> <li>●自動販売機を沿道に設置する場合は、道路境界から2m以上後退した位置に設置し、また交差点等の目立つ位置への設置はできる限り避ける。</li> </ul>

美しい新治の風景を守り育てる条例

[須川地区の景観形成基準] (下線: 他地区と異なる箇所)

地区景観整備の目標	三国街道の「歴史と文化」を伝える、農村地帯の宿場にふさわしいたたずまいと「ふれあい」の心を感じさせる集落景観を創造する。								
地区的範囲	大字須川字中原・下原・小八原・北原・西原・八幡・前田								
住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区的家並みが持つ優れた歴史的・文化的景観を誇りとし、自宅の建物や宅地外構の保全・整備を通じて、より優れた集落景観の形成に努める。</li> <li>地区住民や行政との協力による、集落景観の向上に向けた共同事業の推進に積極的に参加する。</li> <li>家並みが形成される中で、長年に渡って培われてきた快適で暮らしやすい環境を守るために、日照、見晴らし、騒音、生活排水、臭気等について、お互いの生活に十分配慮して行動する。</li> </ul>								
土地の扱い	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>周辺土地利用</td><td>●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。</td></tr> <tr> <td>敷地規模</td><td>●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割、特に間口の分割はできる限り避ける。</td></tr> <tr> <td>造成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>山裾の広がる須川平岡有の田・畑・水路・畦などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大景観の保全と創造に配慮する。</li> <li>道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>敷地の縁</td><td>●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。</td></tr> </tbody> </table>	周辺土地利用	●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。	敷地規模	●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割、特に間口の分割はできる限り避ける。	造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>山裾の広がる須川平岡有の田・畑・水路・畦などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大景観の保全と創造に配慮する。</li> <li>道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul>	敷地の縁	●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。
周辺土地利用	●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。								
敷地規模	●集落景観に変化を生じさせるおそれのある、敷地の合併や分割、特に間口の分割はできる限り避ける。								
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>山裾の広がる須川平岡有の田・畑・水路・畦などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大景観の保全と創造に配慮する。</li> <li>道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul>								
敷地の縁	●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。								
建物の扱い	<p>【この地区的住宅の伝統的な建築様式は、上州地方の養蚕農家の伝統様式でもある、深い軒と出桁構造を特徴とする“せがいづくり”的住宅であり、家並みの景観形成を進めるに当たっては、このような建築様式の保全・継承を前提としていく必要がある。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の壁面は、道路境界から3~5m後退させ、道路側の敷地は原則として緑化する。</li> <li>●母屋の向きと建物の入口は、現在の家並みと調和させるため、旧街道に妻を向けた平入りとすることが望ましい。</li> <li>●屋根は、傾斜屋根で軒の深い切妻を原則とし、日本瓦は灰色系、カラー鉄板類の色は、指定色の茶色・新茶色・こげ茶色のいずれかを用いるようにする。萱葺き・板葺き・銅板葺きは、特別に推奨する。</li> <li>●建物の高さは2階建てまでを原則とし、できる限り周囲の住宅と階高軒高を揃えるようにする。</li> <li>●壁面は、和風をイメージさせる漆喰風の真壁とすることが望ましいが、新材等を用いる場合には、できるだけ柱はあらわとし漆喰壁と調和する光沢の無い白壁や黄土色、象牙色系の落ち着いた色彩を用いることが望ましい。</li> </ul> <p>(参考: 須川小学校)</p>								

沿道部の扱い	<p>●沿道への90cm以上の垂直擁壁の設置は、原則として避ける。</p> <p>●沿道に擁壁を設置する場合は、道路境界から30cm程度後退させ、足元や擁壁上部に灌木や多年草を植栽し、擁壁の持つ圧迫感を低減させることが望ましい。</p> <p>●擁壁の素材には、自然石を用いることが望ましく、コンクリート擁壁とする場合は、目地やはりなどの表面処理を施し、時間とともに周囲の自然と馴染むように配慮する。</p>
植栽	<p>●敷地内の道路に接する部分については、家並みの景観を引き立てるように配慮して、樹木や草花、生け垣等で緑化を行う。</p>
柵	<p>●柵は原則として設けず、設置する場合は生け垣か竹垣とする。</p> <p>●金属柵等を設置する場合は、こげ茶系の色彩とし、道路境界部より30cm以上後退させ、高さは120cm以下とすることが望ましい。</p>
駐車場・車庫・物置等	<p>●車庫や物置の形態や色彩は母屋とできる限り統一させる。</p> <p>●駐車場や車庫は、できる限り道路から離れた敷地の奥に設置し、沿道から自動車が見えにならないよう配慮する。</p> <p>●物置についても同様に、できる限り道路から離れた目立たない位置に設置する。</p> <p>●沿道に3台以上の駐車場を整備するときは、道路側から車が見えないよう建物、柵、植栽等で遮蔽するなどの配慮を行うようとする。</p>
空き地	<p>●未利用地、遊休農地、廃屋などを放置することにより、家並みが荒れたイメージとならないように配慮する。</p> <p>●沿道の未利用地、遊休農地などの目につきやすい場所に、産業廃棄物（廃車、廃材等）や粗大ごみなどを放置しないようする。</p>
看板類	<p>●建物に設置する看板は、店名、屋号のみを原則とし、家並み景観と調和するよう、設置位置や大きさにも十分配慮する。</p> <p>●看板の素材は、集落景観との調和に配慮し、できる限り木や縞布（暖簾）などの自然素材を使用する。</p> <p>●看板類の色彩は、無彩色または茶系統を原則とし、原色等はアクセント程度に留め、裏側が道路に面する場合は裏面の仕上げに配慮する。</p> <p>●沿道への広告看板類や野立て看板、ノボリ等の設置はできる限り自粛し、特に野立ての電飾・電光看板は避ける。</p> <p>●やむを得ず沿道等にサイン看板類を設置する場合には、1m×0.7m以内で、高さは地上2m以内とする。また道路交通の安全に影響のある交差点等への設置は、位置・大きさ等に配慮する。</p>
自動販売機等	<p>●自動販売機の屋外への設置は、できる限り控える。</p> <p>●自動販売機を屋外へ設置する場合は、木目調などの地味な外装のものを用いるか、あるいは目立たないよう周囲を木枠等で囲んで設置することが望ましい。</p> <p>●自動販売機を沿道に設置する場合は、道路境界から2m以上後退した位置に設置し、また交差点等の目立つ位置への設置はできる限り避ける。</p>

美しい新治の風景を守り育てる条例

〔東峰・笠原・谷地地区の景観形成基準〕（下線：他地区と異なる箇所）

地区景観整備の目標	伝統のある農村地帯の「歴史と文化」を伝え、「悠久の空間のふるさと」の心を感じさせる集落景観を創造する。								
住民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区的家並みが持つ優れた歴史的・文化的景観を誇りとし、自宅の建物や宅地外構の保全・整備を通じて、より優れた集落景観の形成に努める。</li> <li>地区住民や行政との協力による、集落景観の向上に向けた共同事業の推進に積極的に参加する。</li> <li>家並みが形成される中で、長年に渡って培われてきた快適で暮らしやすい環境を守るために、日照、見晴らし、騒音、生活排水、臭気等について、お互いの生活に十分配慮して行動する。</li> </ul>								
土地の扱い	<table border="1"> <tr> <td>周辺土地利用</td><td>●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。</td></tr> <tr> <td>敷地規模</td><td>●集落景観に著しく変化を生じさせるおそれのある敷地造成は避け、隣家の空間の保全に配慮する。</td></tr> <tr> <td>造成</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>●山裾の広がる須川平野有の田・畑・水路・疊などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大量観の保全と創造に配慮する。</li> <li>●道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>敷地の縁</td><td>●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。</td></tr> </table>	周辺土地利用	●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。	敷地規模	●集落景観に著しく変化を生じさせるおそれのある敷地造成は避け、隣家の空間の保全に配慮する。	造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山裾の広がる須川平野有の田・畑・水路・疊などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大量観の保全と創造に配慮する。</li> <li>●道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul>	敷地の縁	●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。
周辺土地利用	●集落を取り巻く山林の樹木と地形の保全に努める。								
敷地規模	●集落景観に著しく変化を生じさせるおそれのある敷地造成は避け、隣家の空間の保全に配慮する。								
造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●山裾の広がる須川平野有の田・畑・水路・疊などからなる田園景観を保全するため、宅地等を造成する場合は、できる限り既存集落へ隣接する位置とし、大量観の保全と創造に配慮する。</li> <li>●道祖神、庚申塔、塚などの歴史遺跡の保全に努める。</li> </ul>								
敷地の縁	●敷地内の樹木はできるかぎり保存する。								
建物の扱い	<p>〔この地区的住宅の伝統的な建築様式は、上州地方の養蚕農家の伝統様式である、深い軒と出桁構造を特徴とする“せがいづくり”的住宅であり、家並みの景観形成を進めに当たっては、このような建築様式の保全・継承を前提としていく必要がある。〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物の壁面は、道路境界から3~5m後退させ、道路側の敷地は原則として緑化する。</li> <li>●屋根は、傾斜屋根で軒の深い切妻を原則とし、日本瓦は灰色系、カラー鉄板類の色は、指定色の茶色・新茶色・こげ茶色のいずれかを用いるようにする。董葺き・板葺き・銅板葺きは、特別に推奨する。</li> <li>●建物の高さは2階建てまでを原則とし、できる限り周囲の住宅と階高軒高を揃えるようにする。</li> <li>●壁面は、和風をイメージさせる漆喰風の真壁とすることが望ましいが、新材等を用いる場合には、できるだけ柱はあらわとし漆喰壁と調和する光沢の無い白壁や黄土色、象牙色系の落ち着いた色彩を用いることが望ましい。</li> </ul> <p>(参考：須川小学校)</p>								

沿道部の扱い	<p>擁壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●沿道への90cm以上の垂直擁壁の設置は、原則として避ける。</li> <li>●沿道に擁壁を設置する場合は、道路境界から30cm程度後退させ、足元や擁壁上部に灌木や多年草を植栽し、擁壁の持つ圧迫感を低減させることが望ましい。</li> <li>●擁壁の素材には、自然石を用いることが望ましく、コンクリート擁壁とする場合は、目地やはつりなどの表面処理を施し、時間とともに周囲の自然と馴染むように配慮する。</li> </ul>
	<p>植栽</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地内の道路に接する部分については、家並みの景観を引き立てるように配慮して、樹木や草花、生け垣等で緑化を行う。</li> </ul>
	<p>柵</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●柵は原則として生け垣か竹垣とする。</li> <li>●金属柵等を設置する場合は、こげ茶系の色彩とし、道路境界部より30cm以上後退させ、高さは120cm以下とすることが望ましい。</li> </ul>
	<p>駐車場・車庫・物置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●車庫や物置の形態や色彩は母屋とできる限り調和させる。</li> <li>●駐車場や車庫は、できる限り道路から離れた敷地の奥に設置し、沿道から自動車が見えにならないように配慮する。</li> <li>●物置についても同様に、できる限り道路から離れた目立たない位置に設置する。</li> </ul>
	<p>空き地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●未利用地、遊休農地、廃屋などを放置することにより、家並みが荒れたイメージとなるないように配慮する。</li> <li>●沿道の未利用地、遊休農地などの目につきやすい場所に、産業廃棄物（廃車、廃材等）や粗大ごみなどを放置しないようにする。</li> </ul>
	<p>看板類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物に設置する看板は、店名、屋号のみを原則とし、家並み景観と調和するよう、設置位置や大きさにも十分配慮する。</li> <li>●看板の素材は、集落景観との調和に配慮し、できる限り木や綿布（綿廉）などの自然素材を使用する。</li> <li>●看板類の色彩は、無彩色または茶系統を原則とし、原色等はアクセント程度に留め、裏側が道路に面する場合は裏面の仕上げに配慮する。</li> <li>●沿道への広告看板類や野立て看板、ノボリ等の設置はできる限り自粛し、特に野立ての電飾、電光看板は避ける。</li> <li>●やむを得ず沿道等にサイン看板類を設置する場合には、1m×0.7m以内で、高さは地上2m以内とする。また道路交通の安全に影響のある交差点等への設置は、位置・大きさ等に配慮する。</li> </ul>
	<p>自動販売機等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自動販売機の屋外への設置は、できる限り控える。</li> <li>●自動販売機を屋外へ設置する場合は、木目調などの地味な外装のものを用いるか、あるいは目立たないよう周囲を木枠等で囲んで設置することが望ましい。</li> <li>●自動販売機を沿道に設置する場合は、道路境界から2m以上後退した位置に設置し、また交差点等の目立つ位置への設置はできる限り避ける。</li> </ul>

#### 4. 2 整備計画

これまでに検討した街道別の整備活用目標、「歴史の道」及び「歴史的資源」の整備方針等を踏まえ、整備計画の検討を行った。

整備計画の検討にあたっては、まず、歴史的資源の分布状況等や地域特性等を考慮して、対象エリア全体を複数のエリアに区分し、各エリアについて整備テーマを設定した。そして、各整備テーマに基づいて重点的に整備すべき歴史的資源等の抽出を行い、それらの整備やネットワーク化等について検討した。

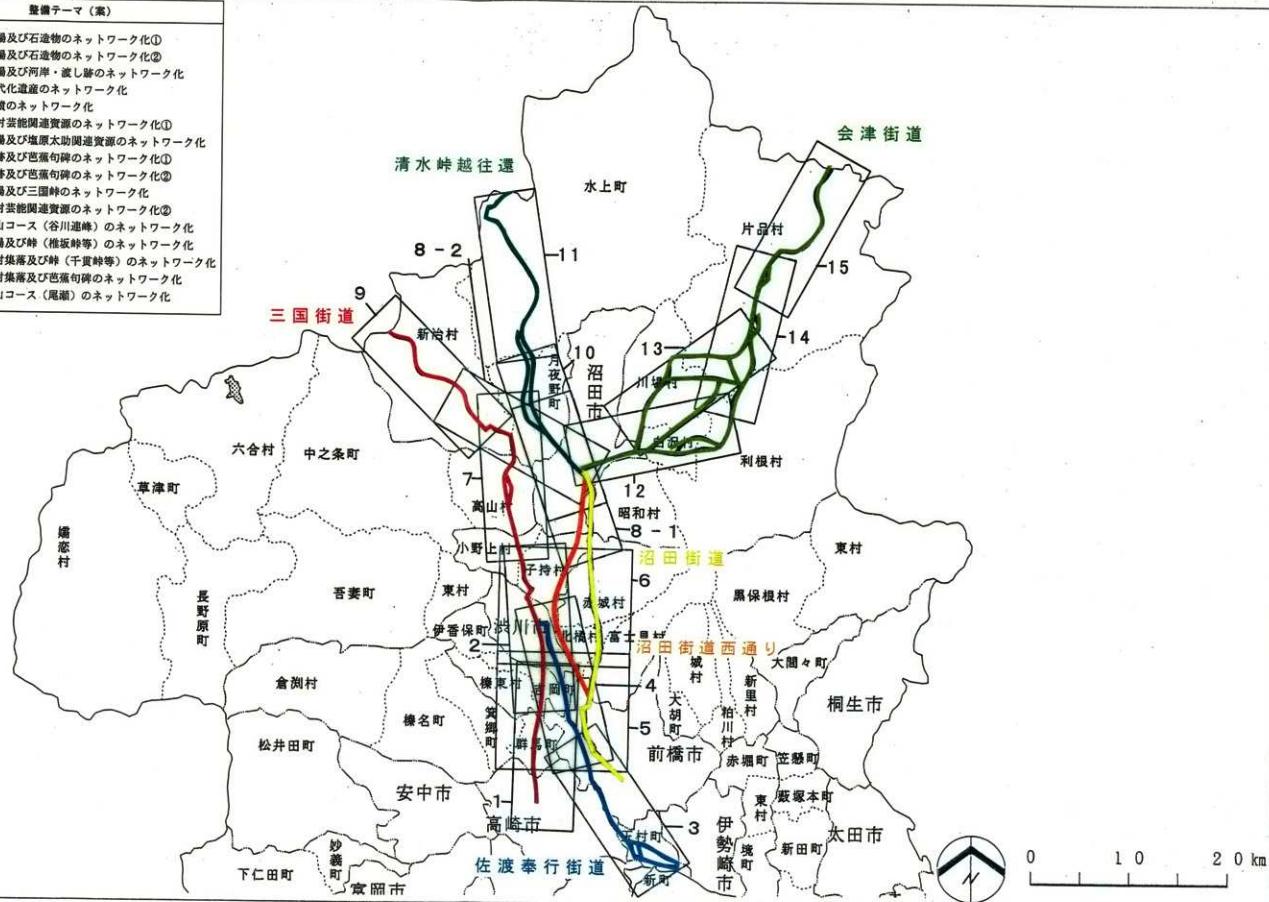
以上の検討結果をとりまとめたテーマ別の「整備計画図」及び、整備計画図の凡例、図の範囲等は、次頁以降に示すとおりである。なお、各整備計画図のテーマ(案)は、表-4.2.1に示すとおりである。

表-4.2.1 整備計画図のテーマ（案）

図番号	整備テーマ（案）
1	歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化①
2	歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化②
3	歴史の道と宿場及び河岸・渡し跡のネットワーク化
4	歴史の道と近代化遺産のネットワーク化
5	歴史の道と古墳のネットワーク化
6	歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化①
7	歴史の道と宿場及び塩原太助関連資源のネットワーク化
8-1	歴史の道と城跡及び芭蕉句碑のネットワーク化①
8-2	歴史の道と城跡及び芭蕉句碑のネットワーク化②
9	歴史の道と宿場及び三国峠のネットワーク化
10	歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化②
11	歴史の道と登山コース（谷川連峰）のネットワーク化
12	歴史の道と宿場及び峠（椎坂峠等）のネットワーク化
13	歴史の道と山村集落及び峠（千貫峠等）のネットワーク化
14	歴史の道と山村集落及び芭蕉句碑のネットワーク化
15	歴史の道と登山コース（尾瀬）のネットワーク化

### 整備計画図 位置図

番号	整備テーマ（集）
1	歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化①
2	歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化②
3	歴史の道と宿場及び河岸、渡し場のネットワーク化
4	歴史の道と近代化遺産のネットワーク化
5	歴史の道と古墳のネットワーク化
6	歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化①
7	歴史の道と宿場及び滋賀太閤通関連資源のネットワーク化
8-1	歴史の道と城跡及び芭蕉句牌のネットワーク化①
8-2	歴史の道と城跡及び芭翁句牌のネットワーク化②
9	歴史の道と宿場及び三井川のネットワーク化
10	歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化②
11	歴史の道と登戻コース（谷川通郷）のネットワーク化
12	歴史の道と宿場及び木暮（竹峰坂等）のネットワーク化
13	歴史の道と土村振落及び土崎（千尋岩等）のネットワーク化
14	歴史の道と土村振落及び芭翁句牌のネットワーク化
15	歴史の道と登戻コース（鬼羅）のネットワーク化



整備計画図 凡例

### 歴史的資源の分布状況

●	建築物	▲	石造物	■	一里塚	■	古墳
●	建築物(現存)	▲	常夜燈	■	並木	●	その他
●	神社・寺等	■	道標	■	城跡		
●	近代化遺産	▲	碑	□	渡し・河岸跡		

歴史の道

## ①原状のままの道

### ③消失した道

## ② 改変された道

#### 特に重要な歴史的資源 (ヒアリング調査による)

- ①特に保存したいと考えている歴史的資源  
○—**三國遺の道しるべ**
  - ②特に復元したいと考えている歴史的資源  
○—**五料廻所跡**

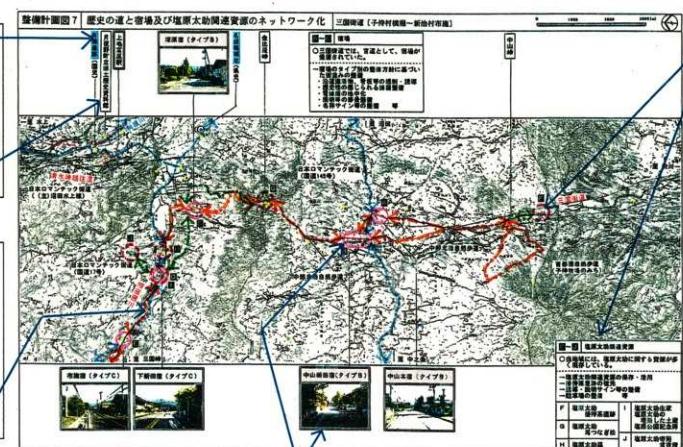
#### その他拠点となる箇所

- ①鉄道駅
  - ②道の駅
  - ③I C
  - ④峠
  - ⑤歴史資料館
  - ⑥主な温泉地

## ネットワーク化

- ①対象エリア内の移動動線（自動車・歩行者）  
 ②複数のエリアを結ぶ移動動線（自動車・歩行者）

1)長距離自然歩道・登山コース 等  
 2)日本ロマンチック街道



整備対象箇所

- ①重点的に整備すべき箇所・範囲
  - ②重点的に整備すべき宿場
  - ③整備計画

A ○○○○

宿場

- ① 寝場の位置 ② 寝場のタイプ

タイプA	タイプB	タイプC	タイプD
永井宿(タイプA)	北牧宿(タイプB)	金古宿(タイプC)	總社宿(タイプD)
写真	写真	写真	写真

※) なお、今年度の対象エリアでは、タイプE（消失した道）に該当する宿場はない

## 整備計画図 1 | 歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化①

赤城山や榛名山等の山々、周辺の田園景観等を眺めながら、三国街道等の宿場を散策し、かつ周辺に点在する石造物を見てまわることができるよう整備する

## 街道

- 三国街道〔高崎市本町～吉岡町上野田〕
- 佐渡奉行街道〔前橋市総社町総社～渋川市半田〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

- ◆宿場（4ヶ所）
  - ・高崎宿、金古宿（以上三国道）、総社宿、大久保宿（以上信軒越道）
  - ・どの宿場も、歴史的な雰囲気はほとんど残っていない
- ◆石造物（道祖神、道標、常夜燈等）
  - ・群馬町、前橋市、吉岡町内に石造物が多数点在している
- ◆中山道と信州街道
  - ・高崎宿は、三国街道と中山道、信州街道の分岐点にあたる
- ◆歴史資料館等
  - ・かみつけの里博物館（駿駒） 等

## 〔交通条件〕

- ◆鉄道利用
  - ・北高崎駅（JR信越線）から 三国街道までわずか
  - ・群馬総社駅（JR上越線）から 佐渡奉行街道までわずか
- ◆車利用
  - ・前橋 I C（関越自動車道）から 三国街道まで約 4 km  
佐渡奉行街道まで約 3 km
  - ・駒寄 P A（関越自動車道）から 両街道まで約 1 km

## 〔その他（自然等）〕

- ◆赤城山・榛名山
  - ・各街道からは、赤城山や榛名山等の山々を眺めることができる

## 方針

- 三国街道と佐渡奉行街道の宿場を見てまわれるように、ネットワーク化を図る。
- 宿場については、できるだけ歴史的な雰囲気の感じられる街並み整備を行う。
- 数多く分布している石造物を見てまわれるように、ネットワーク化を図る。
- 特に石造物が集中している場所では、「歴史探訪ルート」を設定する。
- 現存する石造物は保存し、移設されたものはできるだけ元の場所に戻す。
- 現存する道標類をサインとして活用する。
- 鉄道駅や I C、P A 等を交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。

### [整備計画図 1]

整備計画図 1

## 歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化①

## 三国街道 [高崎市本町～吉岡町上野田]

佐渡奉行街道 [前橋市総社町総社~渋川市半田]

南下古墳群  
(町史)

## 大久保宿（タイプB）



総社宿（タイプD）

目 金古宿・大久保宿一帶

- 金古宿と大久保宿を含む当エリアには、多くの石造物が現存している。

---

  - 歴史探訪ルート（石造物めぐりコース）の設定
  - 歩道・散策路等の整備
  - 駐車場の整備
  - トイレ・休憩施設等の整備
  - 誘導サイン等の整備等

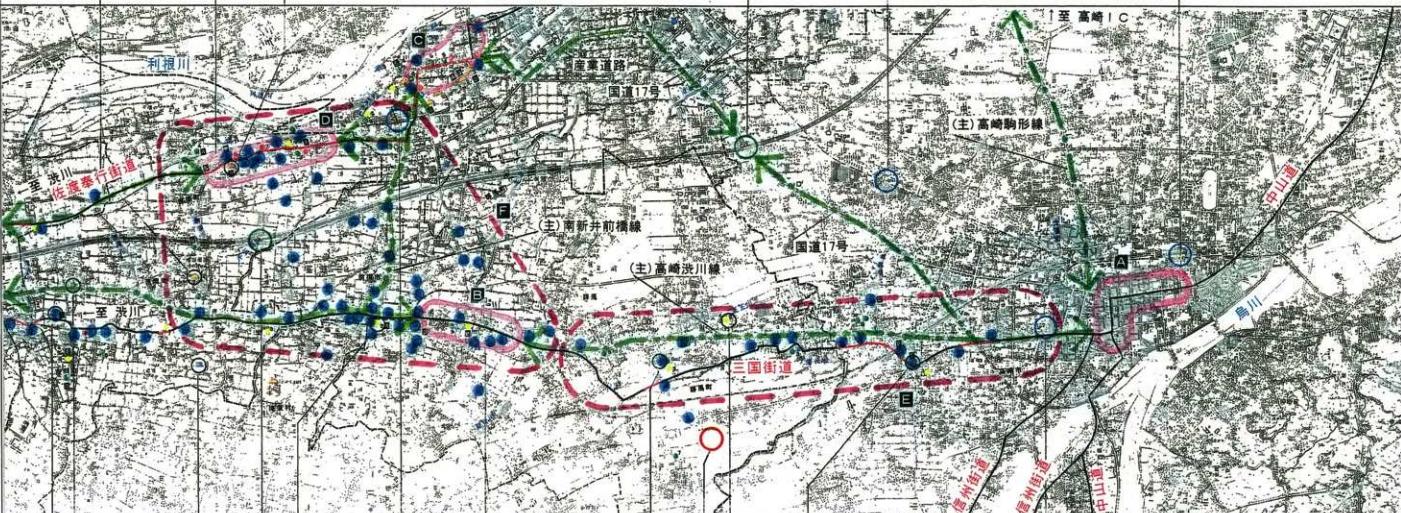
前  
言

1

A~D 宿場

- 三宮街道や佐渡奉行街道では、官道として、宿場が整備されていた。
  - 宿場のタイプ別の整備方針に基づいた街並みの整備
    - ・沿道建物等：看板等の規制・誘導
    - ・歴史性の感じられる舗装設備
    - ・電線類の地下化
    - ・照明等の修景整備
    - ・名称サイン等の整備

1



三国街道一里塚

桃井城址

行人塚と大ヶヤキ

群馬總社駅



石上寺の五輪塔

医光寺のしだれ桜

○三国街道の高崎～金古宿の  
には、周辺に多くの石造物

- 歴史探訪ルート（石造物めぐりコース）の設定
  - 歩道・散策路等の整備
  - 駐車場の整備
  - トイレ・休憩施設等の整備
  - 説明サイン等の設置

## 高崎宿（タイプD）

## 整備計画図 2 歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化②

赤城山や榛名山等の山々、周辺の田園景観等を眺めながら、三国街道等の宿場を散策し、かつ周辺に点在する石造物を見てまわることができるよう整備する

## 街道

- 三国街道〔前橋市清野町～小野上村小野子〕
- 佐渡奉行街道〔吉岡町大久保～渋川市上ノ町〕
- 沼田街道西通り〔北橘村分郷八崎～子持村吹屋〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

- ◆宿場（8ヶ所）
  - ・渋川宿、金井宿、北牧宿、横堀宿（以上三国道）、八崎宿、白井宿（以上沼田街道西通り）
  - ・大久保宿、八木原宿（以上沼田街道西通り）
  - ・北牧宿では、歴史的な街並み整備（水路の整備等）が行われている
  - ・白井宿では、家並み、道筋、水路等に歴史的な雰囲気が残っている
  - ・その他の宿場は、歴史的な雰囲気はほとんど残っていない
- ◆本陣
  - ・横堀宿には、本陣跡の建物が現存している
- ◆石造物（道祖神、道標、常夜燈等）
  - ・吉岡町、渋川市内に石造物が多く点在している
- ◆歴史資料館等
  - ・渋川市有馬郷土館、北群馬渋川郷土館（以上三国道）、
  - ・北橘村歴史民俗資料館（新規）、白井宿歴史資料館（予計） 等

## 〔交通条件〕

- ◆鉄道利用
  - ・渋川駅、八木原駅（JR上越線）から 佐渡奉行街道までわずか
  - ・金島駅（JR信越線）から 三国街道まで約 1km
- ◆車利用
  - ・渋川伊香保 I C（豊富新幹線）から 三国街道まで約 1.5km
  - ・佐渡奉行街道までわずか
  - ・沼田街道西通りまで約 3km

## 〔その他（自然等）〕

- ◆道の駅
  - ・鯉沢バイパス（国道17号）の白井宿付近に「道の駅」の計画がある
- ◆赤城山・榛名山
  - ・街道からは、赤城山や榛名山等の山々を眺めることができる
- ◆首都圏自然歩道
  - ・北牧宿、金島駅付近から、榛名山、子持山等に通じている

## 方針

- 三国街道と佐渡奉行街道の宿場を見てまわれるように、ネットワーク化を図る。
- 宿場については、できるだけ歴史的な雰囲気の感じられる街並み整備を行う。
- 現存する本陣の建物を保存し、展示施設等として活用する。
- 数多く分布している石造物を見てまわれるように、ネットワーク化を図る。
- 特に石造物が集中している場所では、「歴史探訪ルート」を設定する。
- 現存する石造物は保存し、移設されたものはできるだけ元の場所に戻す。
- 現存する道標類をサインとして活用する。
- 鉄道駅や I C、歴史資料館、道の駅等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 首都圏自然歩道を、ネットワークの軸として活用する。

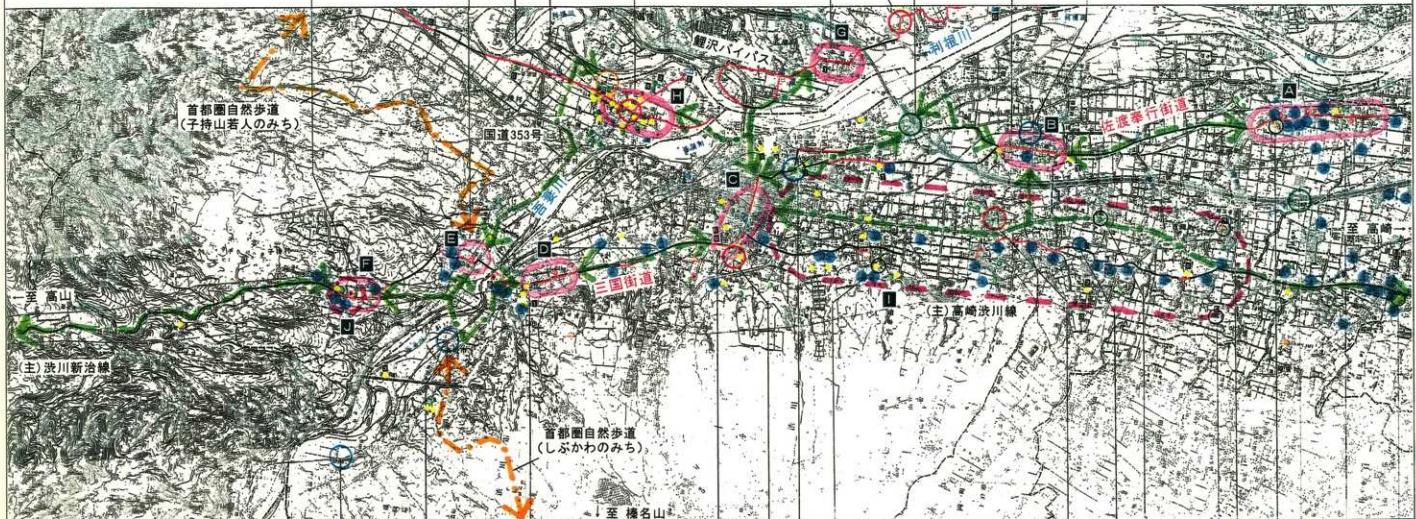
整備計画図2

歴史の道と宿場及び石造物のネットワーク化②

三国街道〔前橋市清野町～小野上村小野子〕  
 佐渡奉行街道〔吉岡町大久保～渋川市上ノ町〕  
 沼田街道西通り〔北橘村分郷八崎～子持村吹屋〕

1000 2000 3000 (m)

A～E宿場
○三国街道や佐渡奉行街道等では、官道として、宿場が整備されていた。
一宿場のタイプ別の整備方針に基づいた街並みの整備 ・沿道建物・看板等の規制・誘導 ・歴史性の感じられた舗装整備 ・電線類の地中化 ・照明等の修復整備 ・名称サイン等の整備 等



横堀宿本陣

- 横堀宿には、本陣の建物が現存している。
- 一本陣の建物の保存
- 展示施設等としての活用
- 説明サイン等の整備 等

祖母島駅

金井宿(タイプC)



渋川宿(タイプC)



中筋通路(県史)

三国街道(吉岡町～渋川市)

- 三国街道の吉岡町南下～渋川市周辺で多くの石造物が現存している。
- 一歴史探訪ルート(「石造物めぐりコース」)の設定
- 歩道・散策路等の整備
- 駐車場の整備
- トイレ・休憩施設等の整備
- 説明サイン等の整備 等

三国街道一里塚(町史)

東笠寺

境川城址

三春町古墳(町史)

駒寄寺A

駒寄寺B

大久保宿(タイプB)

※整備計画図1参照

## 整備計画図 3 | 歴史の道と宿場及び河岸・渡し跡のネットワーク化

開放的な利根川を眺めながら、河岸や渡し等の歴史に思いを馳せることができるよう  
に整備する

## 街道

佐渡奉行街道〔玉村町五料～前橋市大渡町〕

## 特徴

## [歴史的資源]

## ◆宿場（3ヶ所）

- ・五料宿、玉村宿（佐渡奉行街道及び日光例幣使街道）、總社宿（佐渡奉行街道）
- ・どの宿場も歴史的な面影はほとんど残っていない

## ◆河岸・渡し跡

- ・利根川に沿って河岸や渡しの跡が点在している
- ・一川井河岸、新河岸、五料河岸、公田渡し、実政渡し 等

## ◆日光例幣使街道

- ・佐渡奉行街道の玉村町区間は、日光例幣使街道と重なっている

## ◆五料関所跡

- ・日光例幣使街道中唯一の関所であり歴史的価値高い
- ・現在は門柱礎石が残っており、玉村町では復元の意向もある

## ◆歴史資料館等

- ・玉村町歴史博物館（玉精）、高崎市歴史民俗資料館（麒麟） 等

## [交通条件]

## ◆鉄道利用

- ・前橋駅（JR両緯）から 沼田街道までわずか
- ・新前橋駅（JR上越）から 佐渡奉行街道までわずか

## ◆車利用

- ・高崎 IC（関越自動車道）から 佐渡奉行街道まで約1.5km
- ・前橋 IC（〃）から 佐渡奉行街道まで約3km

## ◆自転車利用

- ・利根川沿いにサイクリングロードが整備されている

## [その他（自然等）]

## ○利根川

- ・佐渡奉行街道に沿って利根川が流れている

## 方針

- 宿場については、できるだけ歴史的な雰囲気の感じられる街並み整備を行う。
- 河岸・渡し跡を親水公園として整備するとともに、それらのネットワーク化を図る。
- 五料関所跡を復元するとともに、五料河岸、五料宿等と一体的に整備し、観光拠点・情報発信拠点として活用する。
- 鉄道駅や IC、歴史資料館等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 利根川沿いのサイクリングロードをネットワークの軸として活用する。

[整備計画図 3]

整備計画図3 歴史の道と宿場及び河岸・渡し跡のネットワーク化 佐渡奉行街道【玉村町五料～前橋市大渡町】

総社宿（タイプD）

中央前橋駅

前橋駅

<b>D ~ I</b>	河岸・渡し跡
○利根川沿いに河岸や渡し跡が多い。	
一	一河岸・渡し跡の親水公園化
二	サイクリングロード等の整備
三	説話語・説サイン等の整備
四	駐車場・駐輪場の整備 等
<b>D</b>	川井河岸跡・ 新河岸跡
<b>G</b>	実政渡し跡
<b>E</b>	五科河岸跡
<b>H</b>	舟渡し場跡
<b>F</b>	公田渡し跡
<b>I</b>	広瀬川河岸跡

○佐渡奉行街道では、官道として、宿場が整備されていた。

→宿場のタイプ別の整備方針に基づく  
と並んでの整備

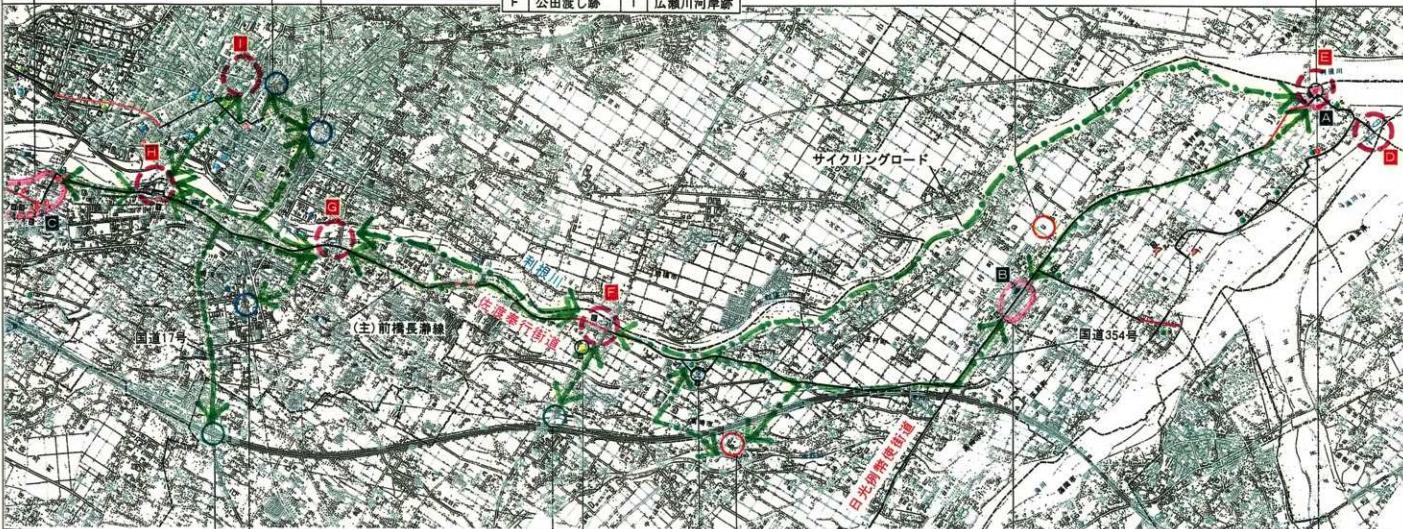
- ・沿道薬業者、看板等の規制・誘導
- ・歴史性の感じられる館整備
- ・電線類の地中化
- ・照明等の整備
- ・名称サイン等の整備 等

玉村町歴史資料館

A 五料宿・五料関所跡

○五料関所跡には、現在石が残っており、玉村関所復元の意向もある

→五料関所跡・五料宿・岸跡の一体的な整備  
→五料宿の街並み整備  
→五料関所跡の復元  
→説明サイン等の整備  
→駐車場の整備



前橋  
新前橋新

高崎一C

高崎市歴史民俗資料館  
明徳元年在銘室籠印塔（市重）



五  
料  
聞  
所  
跡

## 整備計画図4 歴史の道と近代化遺産のネットワーク化

前橋市内や渋川市内等に点在する近代化遺産を見てまわりながら、群馬県の近代化の歴史を学べるように整備する

## 街道

- 三国街道〔群馬町金古～渋川市南牧〕
- 佐渡奉行街道〔前橋市小相木町～渋川市本町〕
- 沼田街道〔前橋市本町～前橋市田口町〕
- 沼田街道西通り〔前橋市荒牧町～子持村吹屋〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆近代化遺産

- ・前橋市内や渋川市内に近代化遺産が多く現存している
  - 前橋刑務所外壁、旧群馬織倉庫、群馬会館、群馬県庁本庁舎、機械製糸場跡
  - 臨江閣本館・茶室、前橋市蚕糸記念館、旧渋川信用組合、旧石田充親邸 等

## ◆宿場（9ヶ所）

- ・金古宿、渋川宿、金井宿（以上三国街道）、総社宿、大久保宿、八木原宿（以上佐渡奉行街道）
- ・関根宿、八崎宿、白井宿（以上沼田街道西通り）

## ◆歴史資料館等

- ・北橘村歴史民俗資料館（北橘）、白井宿歴史資料館（北橘）、
- ・渋川市有馬郷土館、北群馬渋川郷土館（北群馬） 等

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・前橋駅（JR群馬）から 沼田街道までわずか
- ・群馬總社駅、八木原駅、渋川駅（JR上越）から 佐渡奉行街道までわずか
- ・渋川駅（JR上越）から、沼田街道西通りまで約1.5km

## ◆車利用

- ・前橋IC（隣自動車道）から 佐渡奉行街道まで約3km
- ・渋川伊香保IC（隣自動車道）から 三国街道まで約1.5km  
佐渡奉行街道までわずか  
沼田街道西通りまで約2km
- ・駒寄PA（隣自動車道）から 三国街道まで約1km  
佐渡奉行街道まで約1km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆道の駅

- ・鰐沢バイパス（国道17号）の白井宿付近に「道の駅」の計画がある

## ◆赤城山・榛名山

- ・各街道からは、赤城山や榛名山等の山々を眺めることができる

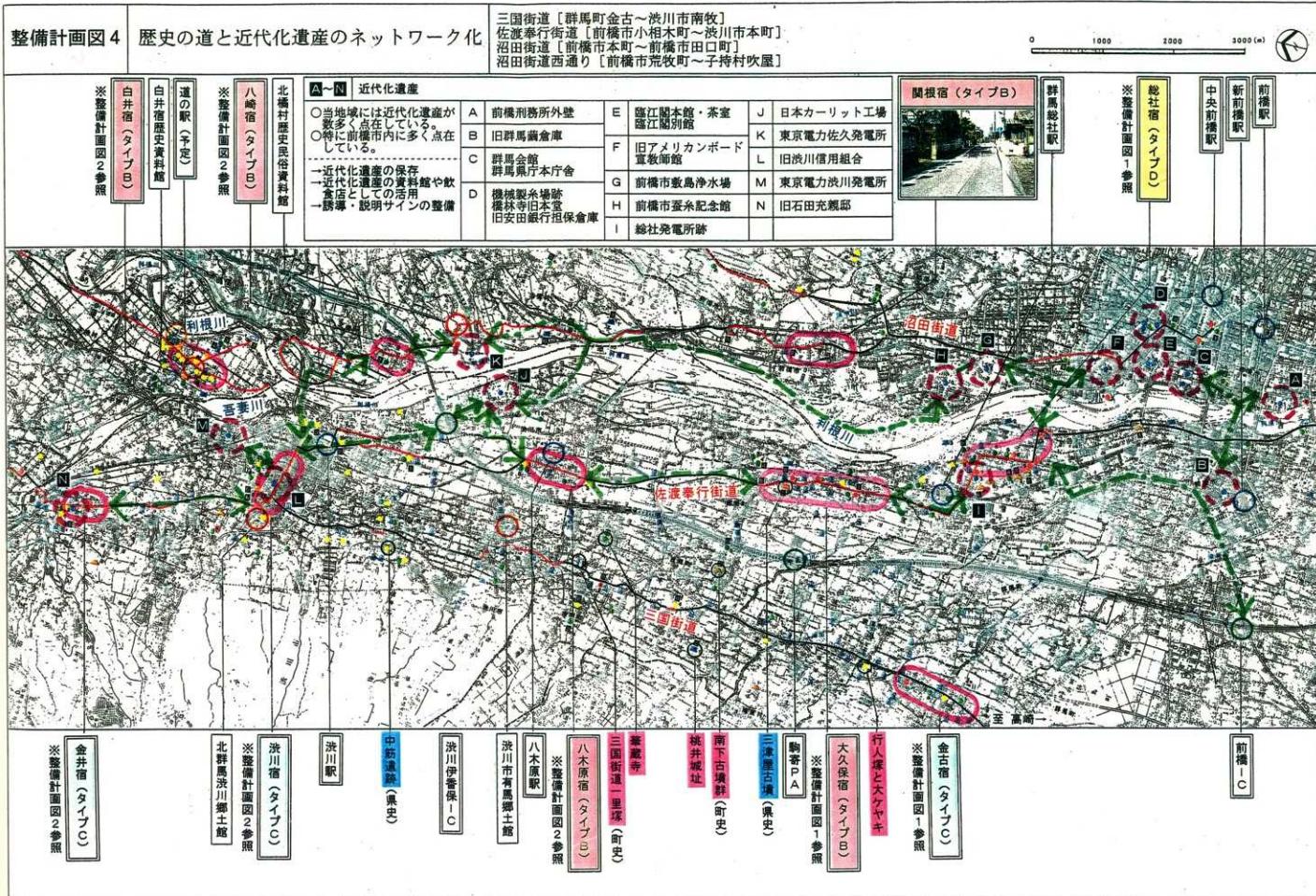
## ◆利根川

- ・佐渡奉行街道と沼田街道の間に、利根川が流れている

## 方針

- 各近代化遺産を保存するとともに、それらの広域的なネットワーク化を図る。
- 近代化遺産のうち建築物については、資料館や物販施設・飲食店等の新たな魅力を付加し観光資源として活用することを検討する。
- 鉄道駅やIC、歴史資料館、道の駅等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。

[整備計画図 4]



## 整備計画図5 歴史の道と古墳のネットワーク化

赤城山や榛名山等の山々を眺めながら、点在する古墳をめぐり、昔の人々の暮らし等を感じることができるように整備する

## 街道

- 三国街道〔群馬町三ッ寺～渋川市行幸田〕
- 佐渡奉行街道〔前橋市小相木町～渋川市八木原〕
- 沼田街道〔前橋市本町～富士見村米野〕
- 沼田街道西通り〔前橋市荒牧町～北橘村真壁〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆古墳

- ・当地域には古墳が多く現存している。
- ・宝塔山古墳、蛇穴山古墳、総社二子山古墳、保渡田古墳群（全て国定） 等
- ・保渡田古墳群では、「上毛野はにわの里公園」の整備が進められている

## ◆上野国分寺跡（駿賀）

- ・現在、県によって史跡公園としての整備が進められている

## ◆宿場（6ヶ所）

- ・金古宿（三国道）、総社宿、大久保宿、八木原宿（以上佐渡奉行道）、米野宿（沼田街道）
- ・関根宿（沼田街道通り）

## ◆歴史資料館等

- ・かみつけの里博物館（駿賀）、渋川市有馬郷土館（駿府） 等

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・前橋駅（JR東北線）から 沼田街道までわずか
- ・新前橋駅、群馬総社駅、八木原駅（JR東北線）から 佐渡奉行街道までわずか
- ・八木原駅（JR東北線）から 沼田街道西通りまで約2km

## ◆車利用

- ・前橋IC（関越自動車道）から 佐渡奉行街道まで約3km
- ・駒寄PA（関越自動車道）から 三国街道・佐渡奉行街道まで約1km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆赤城山・榛名山

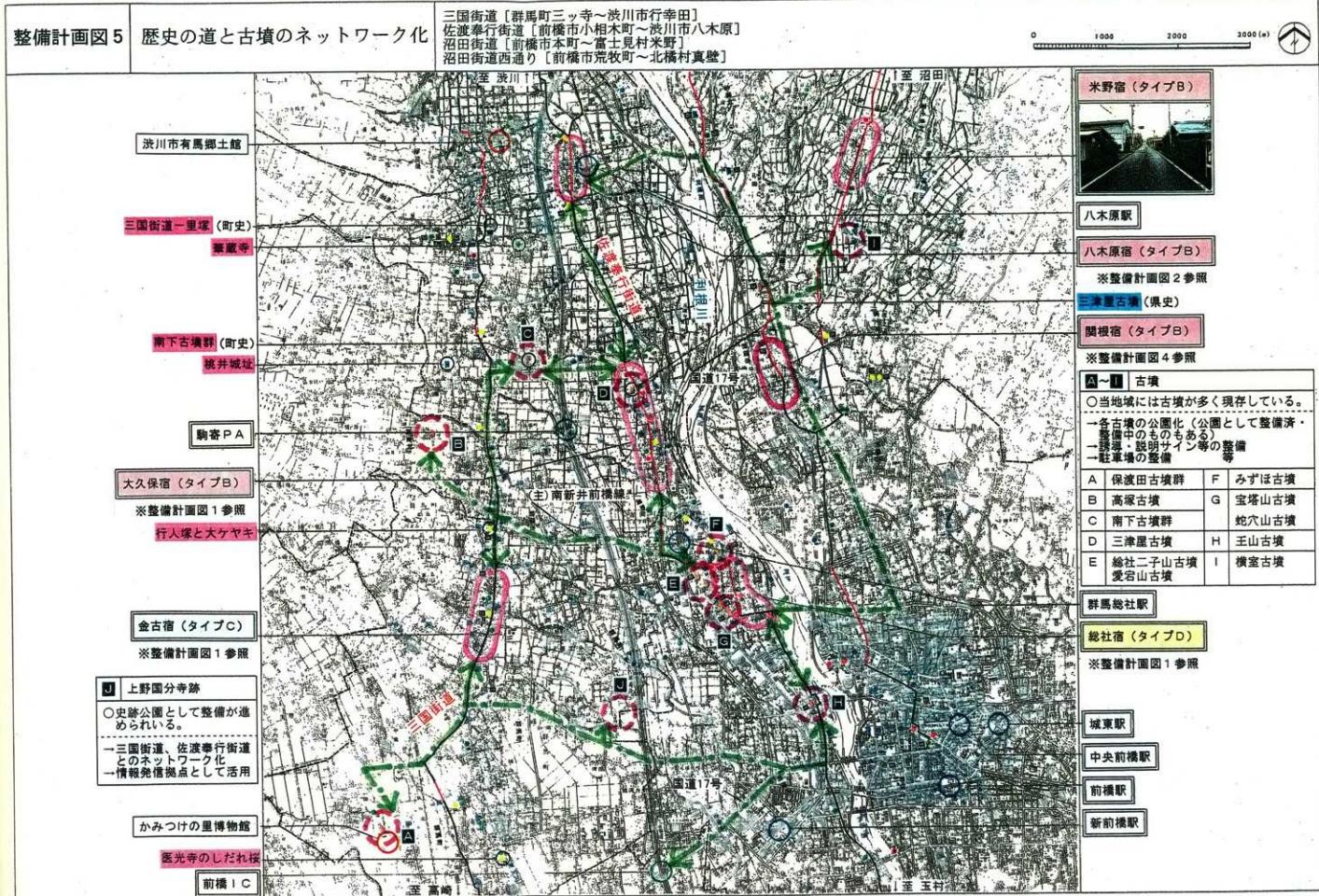
- ・各街道からは、赤城山や榛名山等の山々を眺めることができる

## ◆利根川

- ・佐渡奉行街道と沼田街道の間に、利根川が流れている

## 方針

- 各古墳の保存・復元等を図り公園として整備するとともに、それらの広域的なネットワーク化を図る。
- 上野国分寺跡を、観光拠点・情報発信拠点として活用する。
- 鉄道駅やIC、PA等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。



整備計画図6 歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化①

農村歌舞伎や操り人形、獅子舞等の伝統芸能を見てまわり、楽しむことができるよう  
に整備する

## 街道

- 三国街道〔吉岡町上野田～子持村横堀〕
- 佐渡奉行街道〔渋川市半田～渋川市上ノ町〕
- 沼田街道〔富士見村米野～赤城村長井小川田〕
- 沼田街道西通り〔北橘村下箱田～子持村上白井〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

- ◆農村芸能関連資源
  - ・当地域には、歌舞伎や操り人形、獅子舞、太々神楽等の農村芸能に関する資源が多く現存している
    - 上三原田歌舞伎舞台（国重要有形民俗文化財）、常楽寺の舞台、津久田人形舞台 等
- ◆宿場（10ヶ所）
  - ・渋川宿、金井宿、北牧宿、横堀宿（以上三国街道）、八木原宿（佐渡奉行街道）、米野宿、溝呂木宿（以上沼田街道）、八崎宿、白井宿、上白井宿（以上沼田街道西通り）
- ◆歴史資料館等
  - ・渋川市有馬郷土館、北群馬渋川郷土館（以上JR駅舎）、白井宿歴史資料館（JR駅舎）、北橘村歴史民俗資料館（JR駅舎）、赤城村歴史資料館（JR駅舎）、

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・金鳥駅（JR駅舎）から 三国街道まで約1km
- ・八木原駅、渋川駅（JR上駅舎）から 佐渡奉行街道までわずか
- ・敷島駅（JR上駅舎）から 沼田街道まで約2km
- ・渋川駅（JR上駅舎）から 沼田街道西通りまで約1.5km

## ◆車利用

- ・渋川伊香保IC（隣駅跡地）から 三国街道・佐渡奉行街道までわずか  
沼田街道西通りまで約3km
- ・赤城IC（隣駅跡地）から 沼田街道まで約1km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆道の駅

- ・鯉沢バイパス（国道17号）の白井宿付近に「道の駅」の計画がある

## ◆赤城山・榛名山

- ・各街道からは、赤城山や榛名山、子持山等の山々を眺めることができる

## ◆利根川・吾妻川

- ・利根川等の河川が街道の近くを流れている
- ・三国街道は、杁ヶ橋関所のところで吾妻川を横断している

## ◆首都圏自然歩道

- ・北牧宿、金鳥駅付近から榛名山、子持山、赤城山等に通じている

## 方針

- 伝統芸能に関する資源の保存・継承・発掘・活用等を図るとともに、それらの  
広域的なネットワーク化を図る。
- 鉄道駅やIC、歴史資料館等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 首都圏自然歩道を、ネットワークの軸として活用する。

整備計画図 6 歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化①

三国街道【吉岡町上野田～子持村横堀】  
佐渡奉行街道【渋川市半田～渋川市上ノ町】  
沼田街道【富士見村米野～赤城村長井小川田】  
沼田街道西通り【北橘村下箱田～子持村上白井】

0 1000 2000 3000(m)



横堀宿（タイプC）

※整備計画図2参照

金島駅

北牧宿（タイプB）

※整備計画図2参照

金井宿（タイプC）

※整備計画図2参照

道の駅（予定）

白井宿（タイプB）

※整備計画図2参照

白井宿歴史資料館

北群馬渋川郷土館

渋川宿（タイプC）

※整備計画図2参照

渋川駅

八崎宿（タイプB）

※整備計画図2参照

中筋遺跡（県史）

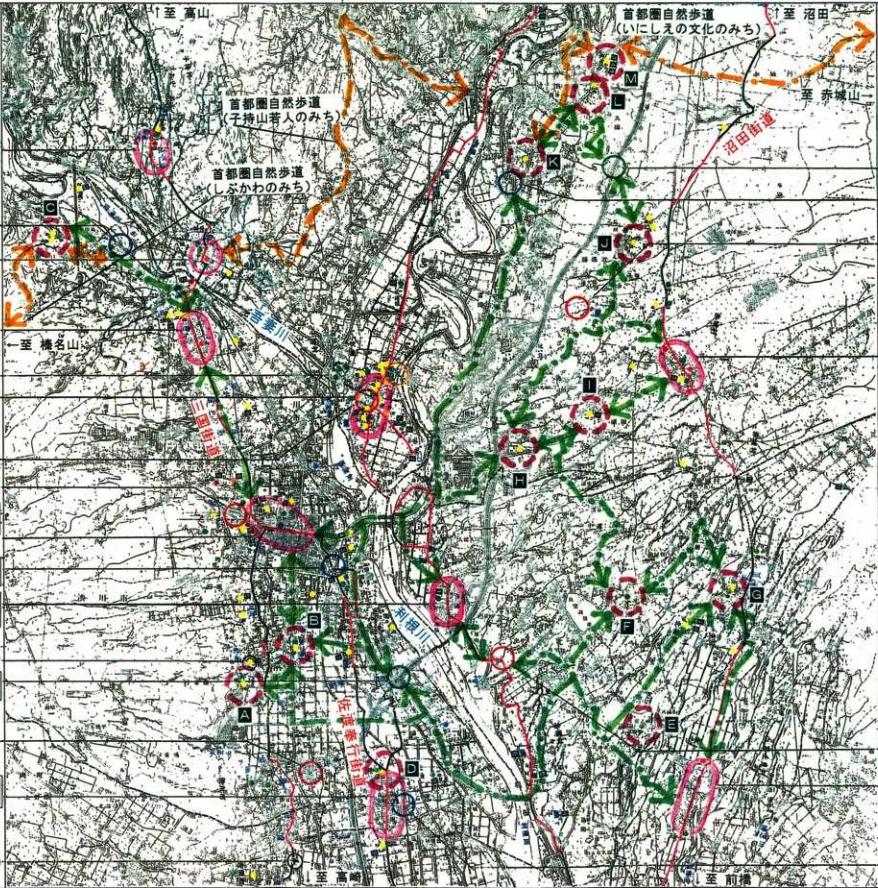
渋川伊香保温泉

渋川市有馬郷土館

八木原宿（タイプB）

※整備計画図2参照

三国街道一里塚（町史）



赤城 I C

数島駅

赤城村歴史資料館

溝呂木宿（タイプB）



A～M 農村芸能関連資源

○当地域には、歌舞伎や操り人形、獅子舞、太々神楽等の農村芸能に関する資源が多く残存している。

-農村芸能関連資源の保存・継承・活用  
-路線・説明サイン等の整備  
-駐車場の整備

A 行幸田の獅子舞 H 三原田獅子舞

B 猿田彦神社の太々神楽 I 上三原田  
歌舞伎舞台

C 川島の獅子舞 J 講保沢の太々神楽

D 駿訪神社の太々神楽 K 津久田鏡の森  
歌舞伎舞台

E 箱田の獅子舞 L 津久田獅子舞

F 下南室太々神楽 M 津久田  
人形舞台

G 常楽寺の舞台

北橘村歴史民俗資料館

米野宿（タイプB）

※整備計画図5参照

八木原駅

## 整備計画図 7 歴史の道と宿場及び塩原太助関連資源のネットワーク化

中山峠と金比羅峠の2つの峠道を越えながら、三国街道沿いに残る塩原太助の足跡を訪ねて歩くことができるよう整備する

## 街道

三国街道〔子持村横堀～新治村布施〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆塩原太助関連資源

- ・三国街道の中山峠付近から下新田宿にかけての区間には、塩原太助に関する資源が多く現存している  
- 塩原太助生家、塩原太助馬つなぎ松、塩原太助接待茶屋跡 等

## ◆宿場（5ヶ所）

- ・中山本宿、中山新田宿、塚原宿、下新田宿、布施宿（以上三国街道）

## ◆本陣

- ・中山新田宿には、本陣の建物（表門、書院等）が現存している

## ◆中山峠・金比羅峠

- ・三国街道の小野上村～高山村間、高山村～新治村間にある峠

## ◆歴史資料館等

- ・月夜野町立郷土歴史資料館（開館） 等

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・上毛高原駅（上毛高原）から 三国街道まで約 5 km

## ◆車利用

- ・月夜野 IC（月夜野）から 三国街道まで約 7 km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆首都圏自然歩道

- ・子持牧場（高峠）の周囲をめぐる

## ◆中部北陸自然歩道

- ・三国街道の中山峠～三国峠間

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道17号、国道145号 等

## 方針

- 宿場については、できるだけ歴史的な雰囲気の感じられる街並み整備を行う。
- 現存する本陣の建物を保存し、展示施設等として活用する。
- 塩原太助に関する資源を保存するとともに、観光資源として整備し、それらの広域的なネットワーク化を図る。
- 塩原太助接待茶屋跡の復元を図り、休憩施設として活用する。
- 首都圏自然歩道、中部北陸自然歩道、日本ロマンチック街道等をネットワークの軸として活用する。

整備計画図 7 歴史の道と宿場及び塩原太助関連資源のネットワーク化 三国街道【子持村横堀～新治村布施】

0 1000 2000 3000 (\*)



天瀬温泉  
(国史)  
月夜野町立郷土歴史資料館  
上毛高原駅



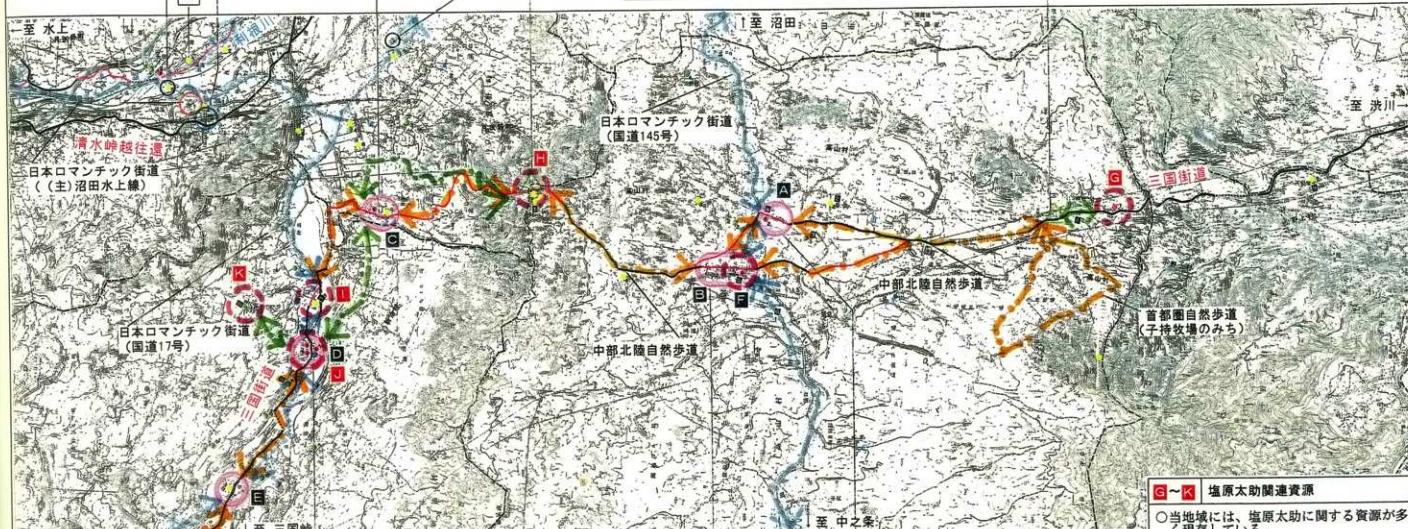
名胡桃城址  
(県史)

金比羅崎

A～E	宿場
○三国街道では、官道として、宿場が整備されていた。	
→宿場のタイプ別の整備方針に基づいた街並みの整備	

- ・沿道建物・看板等の規制・誘導
- ・歴史的を感じられる舗装整備
- ・電線類の地中化
- ・照明等の修景整備
- ・名称サイン等の整備 等

中山峠



G～K	塩原太助関連資源
○当地域には、塩原太助に関する資源が多く現存している。	
→塩原太助関連資源の保存・活用	
→接待茶屋跡の復元	
→説明・説明サイン等の整備	
→駐車場の整備 等	

G

塩原太助  
接待茶屋跡

J

塩原太助生家  
塩原太助の  
増築した土蔵  
塩原公園記念碑

H

塩原太助  
馬つなぎ松

K

塩原太助墓  
常夜燈

## 整備計画図 8 歴史の道と城跡及び芭蕉句碑のネットワーク化

沼田街道や清水峠越往還の周辺に点在する城跡を訪ねて戦国時代等の歴史を学ぶとともに、点在する芭蕉句碑も同時にみてまわることができるよう整備する

## 街道

- 沼田街道〔赤城村長井小川田～沼田市下之町〕
- 沼田街道西通り〔子持村上白井～沼田市下之町〕
- 清水峠越往還〔沼田市下之町～月夜野町下牧〕
- 三国街道〔月夜野町上津～新治村猿ヶ京〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆城跡

- 当地域には、城跡が多く点在している
  - ・長井坂城跡（県史跡）、沼田城跡（沼田市史跡）、阿曾（畠）城跡（鳴和村史跡）、名胡桃城跡（県史跡）、明徳寺城跡（月夜野町史跡）、小川城跡、新巻城跡 等
  - ・沼田城跡は沼田公園として整備されており、公園内には旧生方家住宅（国重文）や城鏡（県歴）等の歴史的資源が保存されている

## ◆芭蕉句碑

- 街道沿いには、多くの芭蕉句碑が現存している

## ◆宿場（8ヶ所）

- ・塚原宿、下新田宿、布施宿、須川宿、相俣宿（以上三国街道）、岩本宿（沼田街道西通り）
- ・南雲宿、森下宿（沼田街道）

## ◆歴史資料館等

- ・生方記念資料館（沼田市）、月夜野町立郷土歴史資料館（月夜野町）、須川宿資料館、三国路紀行文学館（以上新治村）

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・上毛高原駅（上越新幹線）から 清水峠越往還までわずか  
三国街道まで約5km
- ・沼田駅、後閑駅（JR上越線）から 清水峠越往還までわずか
- ・岩本駅（JR上越線）から 沼田街道まで約1km  
沼田街道西通りまでわずか

## ◆車利用

- ・月夜野IC（関越自動車道）から 清水峠越往還までわずか  
三国街道まで約7km
- ・赤城高原SA（“）から 沼田街道まで約1km
- ・昭和IC（“）（現在整備中）から 沼田街道まで約1.5km  
沼田街道西通りまで約3km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆利根川・片品川

- ・街道に沿って、利根川や片品川が流れている

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道17号、国道120号、国道145号、（主）沼田水上線、（主）相俣水上線 等

## ◆中部北陸自然歩道

- ・三国街道の中山峠～三国峠間

## 方針

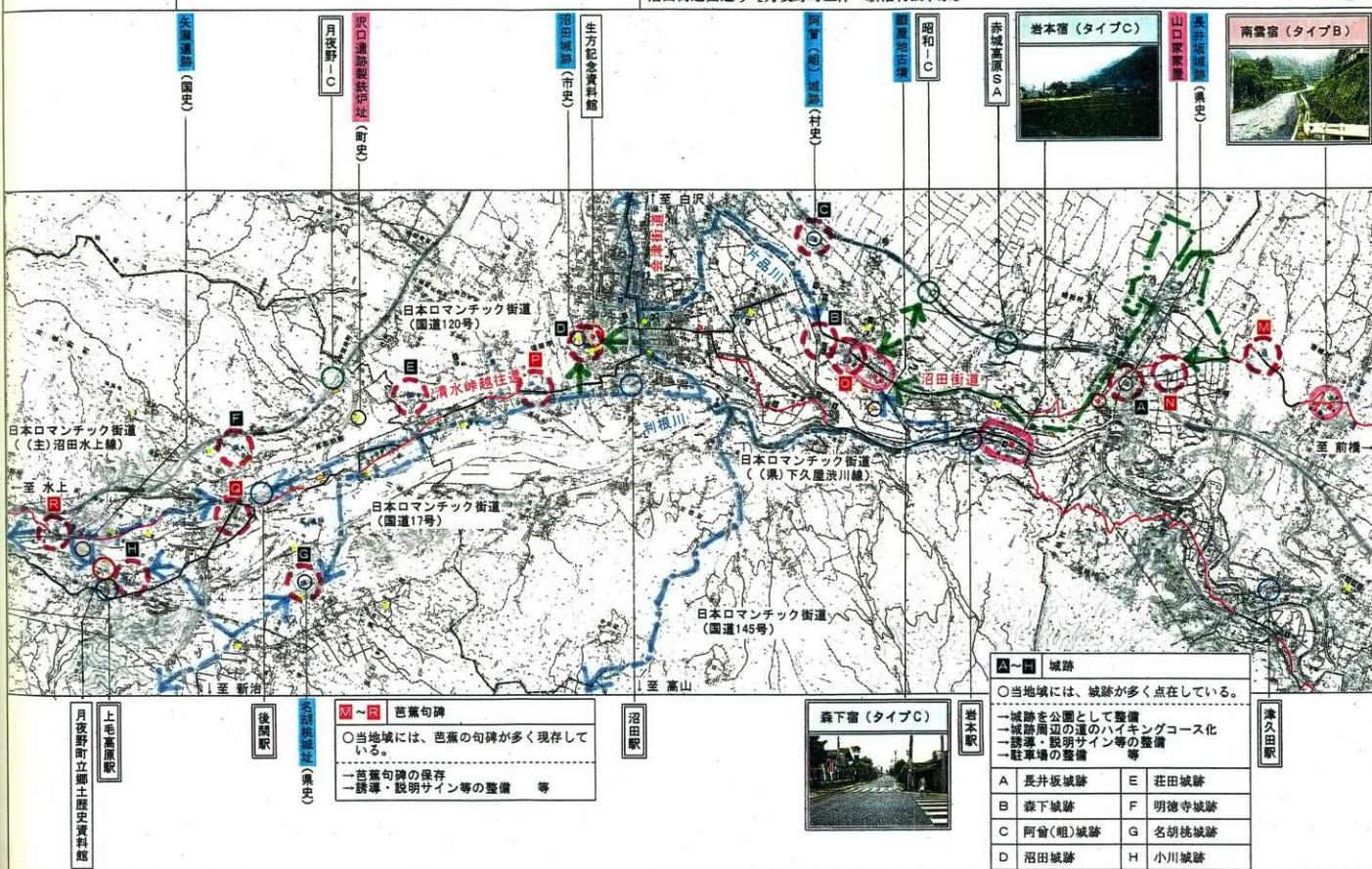
- 城跡を公園として整備するとともに、それらの広域的なネットワーク化を図る。
- 芭蕉句碑を保存する。
- 鉄道駅やIC、歴史資料館等を交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 中部北陸自然歩道、日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

整備計画図 8-1

歴史の道と城跡及び芭蕉句碑のネットワーク化①

沼田街道〔赤城村長井小川田～沼田市下之町〕  
 清水峠越往還〔沼田市下之町～月夜野町下牧〕  
 沼田街道西通り〔月夜野町上津～新治村猿ヶ京〕

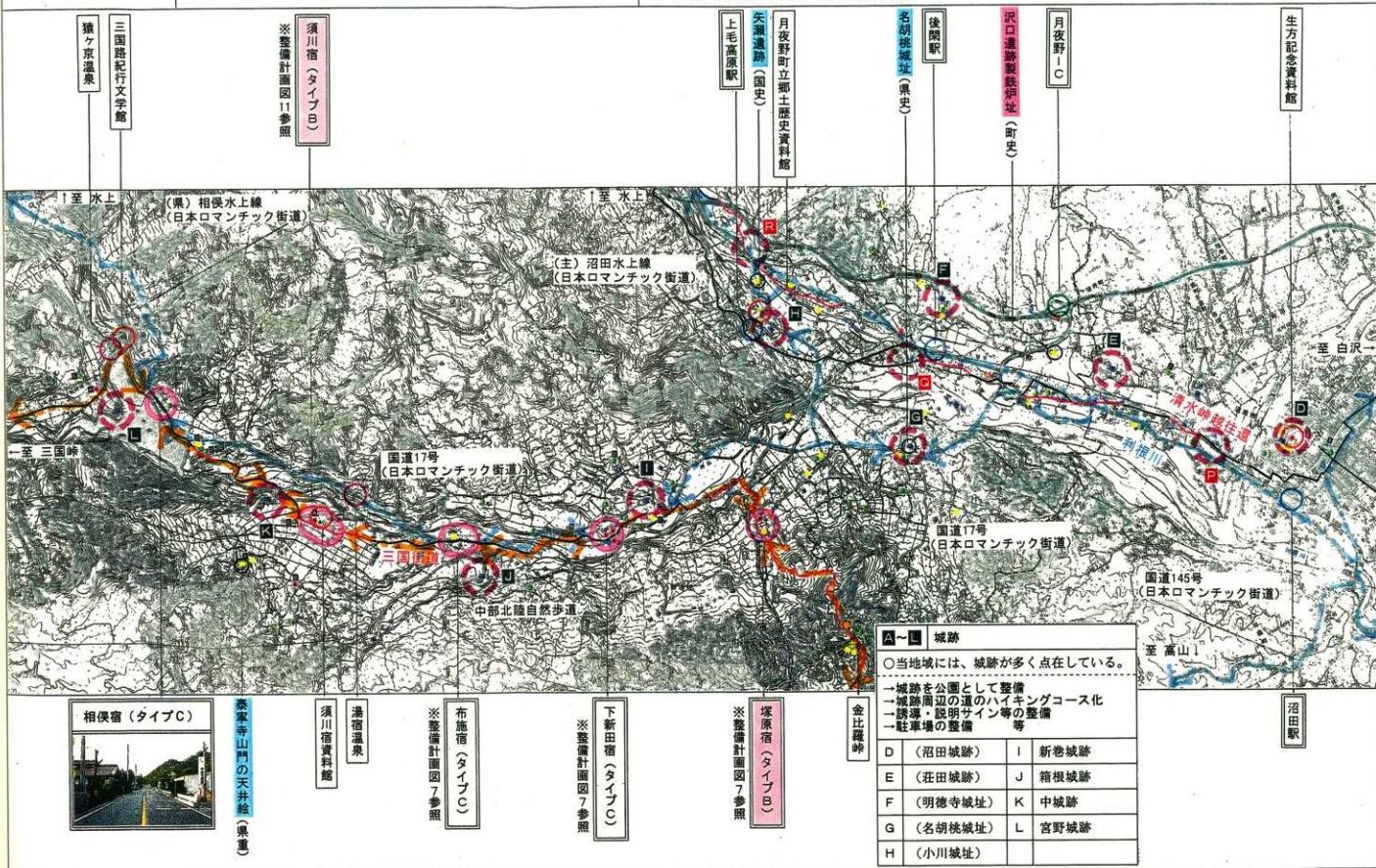
1000 2000 3000 (m)



整備計画図 8-2 歴史の道と城跡及び芭蕉句碑のネットワーク化②

清水峠越往還〔沼田市下之町～月夜野町下牧〕  
三国街道〔月夜野町上津～新治村猿ヶ京〕

0 1000 2000 3000(m)



整備計画図 9 歴史の道と宿場及び三国峠のネットワーク化

三国街道の各宿場や峠越えの道を歩いて、昔の旅の雰囲気や峠越えの辛さ等を実感するとともに、宿場や峠にまつわる歴史等も学ぶことができるよう整備する

## 街道

三国街道〔新治村羽場～三国峠〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆宿場（5ヶ所）

- ・下新田宿、布施宿、須川宿、相保宿、永井宿（三国道）
- ・須川宿では、家並みや水路等に歴史的な面影が残っており、建設省の「歴史国道」の整備が計画されている
- ・須川宿を中心とした地域では、特産物づくりや工芸品づくり等の体験施設をネットワーク化した「たくみの里」づくりが行われている
- ・永井宿では、古い家が多く現存し、宿場的な雰囲気をよくとどめている
- ・須川宿と永井宿は、新治村の景観形成地区に指定されており、景観形成基準が定められている

## ◆三国峠への道

- ・永井宿～三国峠間は、原状のままの道が残っている。
- ・沿道にも、多くの歴史的資源が点在している。

## ◆歴史資料館等

- ・須川宿資料館、三国路紀行文学館、三国街道永井宿郷土館（跡地）

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・上毛高原駅（上越新幹線）から 三国街道まで約 5 km

## ◆車利用

- ・月夜野 I C（関越自動車道）から 三国街道まで約 7 km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆中部北陸自然歩道・三国路自然歩道

- ・永井宿～三国峠間は、中部北陸自然歩道（環境庁）や三国路自然歩道（群馬県）等の他事業において、ハイキングコースとして活用されている

## ◆温泉

- ・三国街道沿いに、猿ヶ京温泉、湯宿温泉等の温泉地が点在している

## ◆日本ロマンチック街道

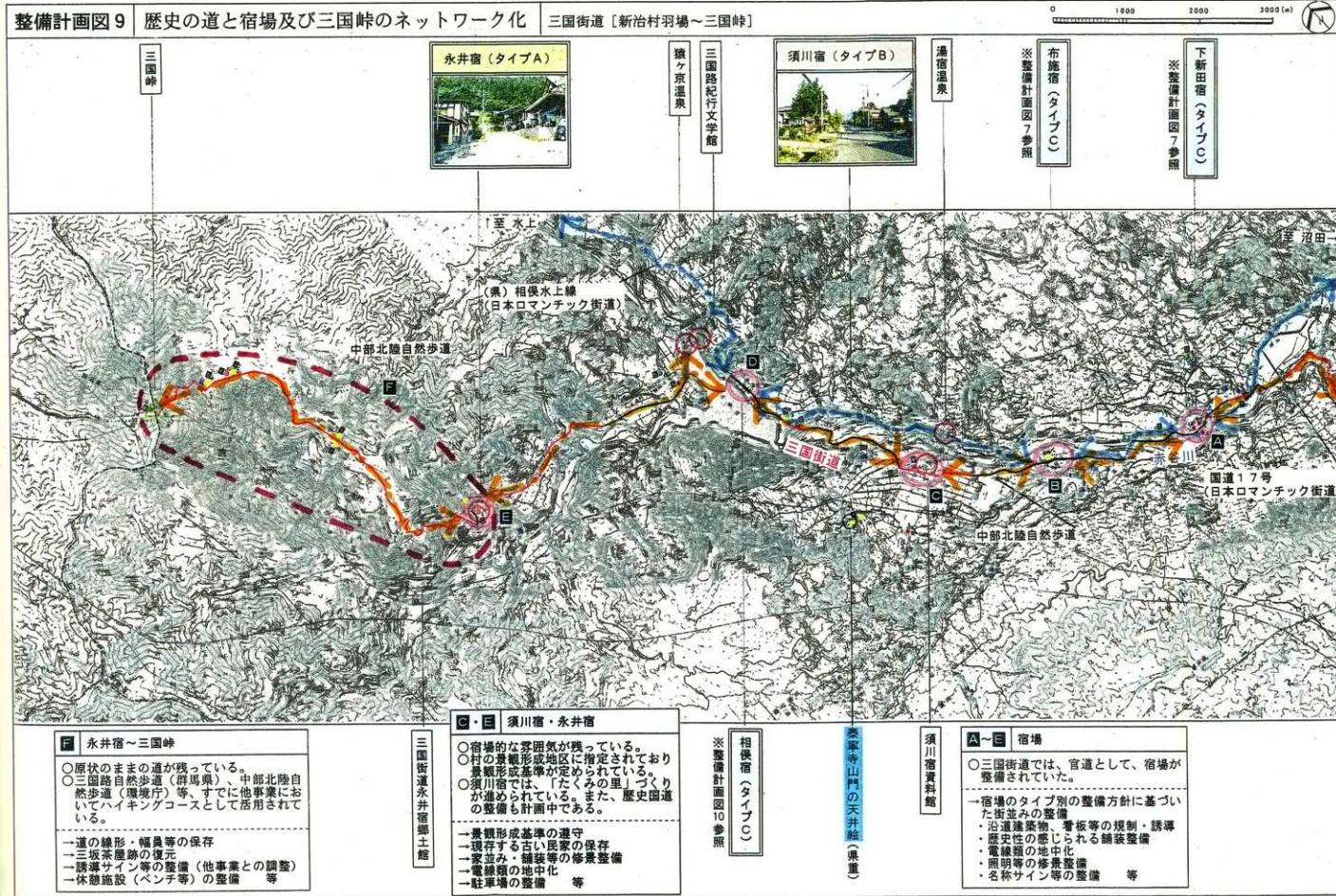
- ・国道17号、（主）相保水上線 等

## 方針

- 宿場については、できるだけ歴史的な雰囲気の感じられる街並み整備を行う。
- 特に、須川宿や永井宿については、景観形成基準を遵守して整備を行ふ。
- 永井宿～三国峠間の道を、原状のままで保存するとともに、他事業との連携・調整を図りハイキングコースとして活用する。
- 峠区間の沿道にある歴史的資源を保存し、かつ、茶屋跡の復元を図る。
- 温泉地との連携を図り、観光拠点・宿泊拠点として活用する。
- 中部北陸自然歩道、日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

[整備計画図 9]

## 整備計画図9 歴史の道と宿場及び三国峠のネットワーク化 三国街道【新治村羽場～三国峠】



## 整備計画図10 歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化②

農村歌舞伎や操り人形、獅子舞等の伝統芸能を見てまわり、楽しむことができるよう  
に整備する

## 街道

沼田街道〔昭和村川額～沼田市下之町〕

沼田街道西通り〔沼田市岩本町～沼田市下之町〕

清水峠越往還〔沼田市下之町～月夜野町石倉〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆農村芸能関連資源

- ・当地域には、歌舞伎や操り人形、獅子舞、太々神楽等の農村芸能に関する資源が多く現存している
  - 小川島歌舞伎舞台（豊岡）、中村天満宮舞殿（豊岡）、古馬牧の人形淨瑠璃（豊岡）等

## ◆宿場（2ヶ所）

- ・森下宿（沼田）、岩本宿（沼田街道西通り）

## ◆歴史資料館等

- ・生方記念資料館（沼田）、月夜野町立郷土歴史資料館（月夜野）

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・上毛高原駅（上毛高原）から 清水峠越往還までわずか
- ・沼田駅、後閑駅（JR上毛高原）から 清水峠越往還までわずか
- ・岩本駅（JR上毛高原）から 沼田街道まで約1km  
沼田街道西通りまでわずか

## ◆車利用

- ・月夜野IC（利根川）から 清水峠越往還までわずか
- ・赤城高原SA（赤城高原）から 沼田街道まで約1km
- ・昭和IC（赤城高原）（現在整備中）から 沼田街道まで約1.5km  
沼田街道西通りまで約3km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆利根川・片品川

- ・街道に沿って、利根川や片品川が流れている

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道17号、国道120号、国道145号、（主）沼田水上線 等

## 方針

- 伝統芸能に関する資源の保存・継承・発掘・活用等を図るとともに、それらの  
広域的なネットワーク化を図る。
- 鉄道駅やIC、SA、歴史資料館等を交通結節拠点・情報発信拠点として活用  
する。
- 日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

[整備計画図 10]

整備計画図 10

## 歴史の道と農村芸能関連資源のネットワーク化②

沼田街道〔昭和村川額～沼田市下之町〕

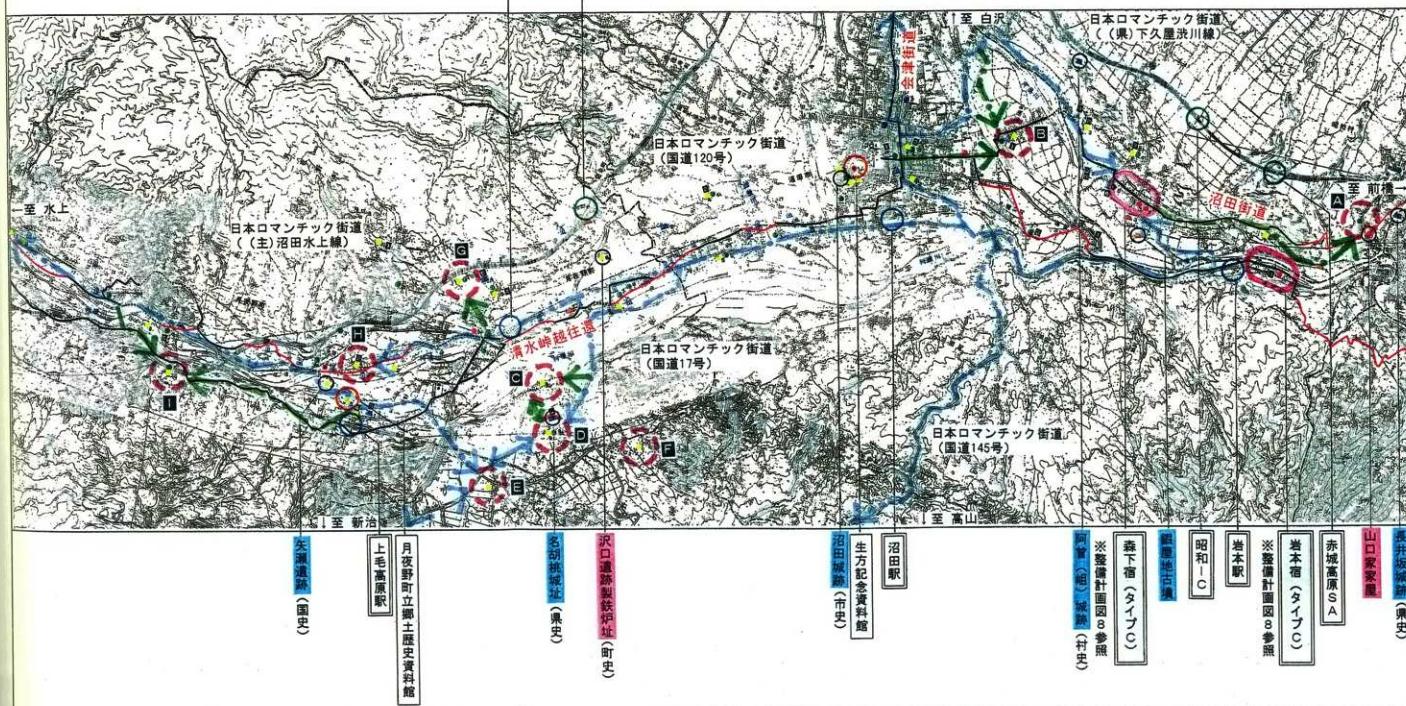
沼田街道西通り [沼田市岩本町～沼田市下之町]

清水峠越往還 [沼田市下之]

0 1000 2000 3000 (m) 



農村芸能関連資源	
○当地域には、歌舞伎や振り人形、獅子舞、太々神樂等の農村芸能に関する資源が多く残存している。	A 水井箱根神社の太々神樂
	B 藩主人形芝居と人形歌、及び手踊品式
-農村芸能関連資源の保存・継承・活用	C 小川島歌舞伎舞台
-説教・説明サイン等の整備	D 中村天満宮の舞殿
-駐車場の整備	E 小松八幡宮太々神樂
	F 村主八幡太々神樂式
	G 小高神社の獅子舞
	H 古馬牧の人の道理塗
	I 小川神社の里神楽



## 整備計画図11

## 歴史の道と登山コース（谷川連峰）のネットワーク化

街道沿いの温泉や史跡等をめぐりながら、登山コースの道を歩き、昔の旅の雰囲気や峠越えの辛さを実感するとともに、街道の歴史等を学ぶことができるよう整備する

## 街道

清水峠越往還〔月夜野町石倉～清水峠〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆清水峠への道

- ・道は荒廃しており、峠付近は険阻な山道となっている

## ◆清水越新道

- ・明治初期に開削された新道である
- ・現在、一の倉沢から先は自動車では通行不能となっており、登山コースとして活用されている

## ◆清水峠湯檜曽口留番所跡

- ・江戸時代、清水峠越えの交通を停止していた番所である
- ・現在は、ポケットパークとして整備されている

## ◆歴史資料館等

- ・水上町歴史民俗資料館（松岡）

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・水上駅、湯檜曽駅、土合駅（JR土讃線）から 清水峠越往還までわずか

## ◆車利用

- ・水上IC（関越自動車道）から 清水峠越往還までわずか

## 〔その他（自然等）〕

## ◆道の駅 水上町水紀行館

- ・国道291号沿いにあり、地域情報や特産品の販売等の他にも、「水産学習館」や、谷川岳にちなんだロッククライミングの体験施設等もある

## ◆谷川岳

- ・日本三大岩場として有名な「一の倉」を有する谷川連峰の主峰
- ・一の倉への登山口は清水越新道の途中にあり、駐車場等が整備されている

## ◆温泉

- ・街道沿いに、水上温泉、谷川温泉、湯檜曽温泉等の温泉地が点在している

## ◆利根川・湯檜曽川

- ・街道は、利根川や湯檜曽川に沿って通っている

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道291号、（主）相模水上線 等

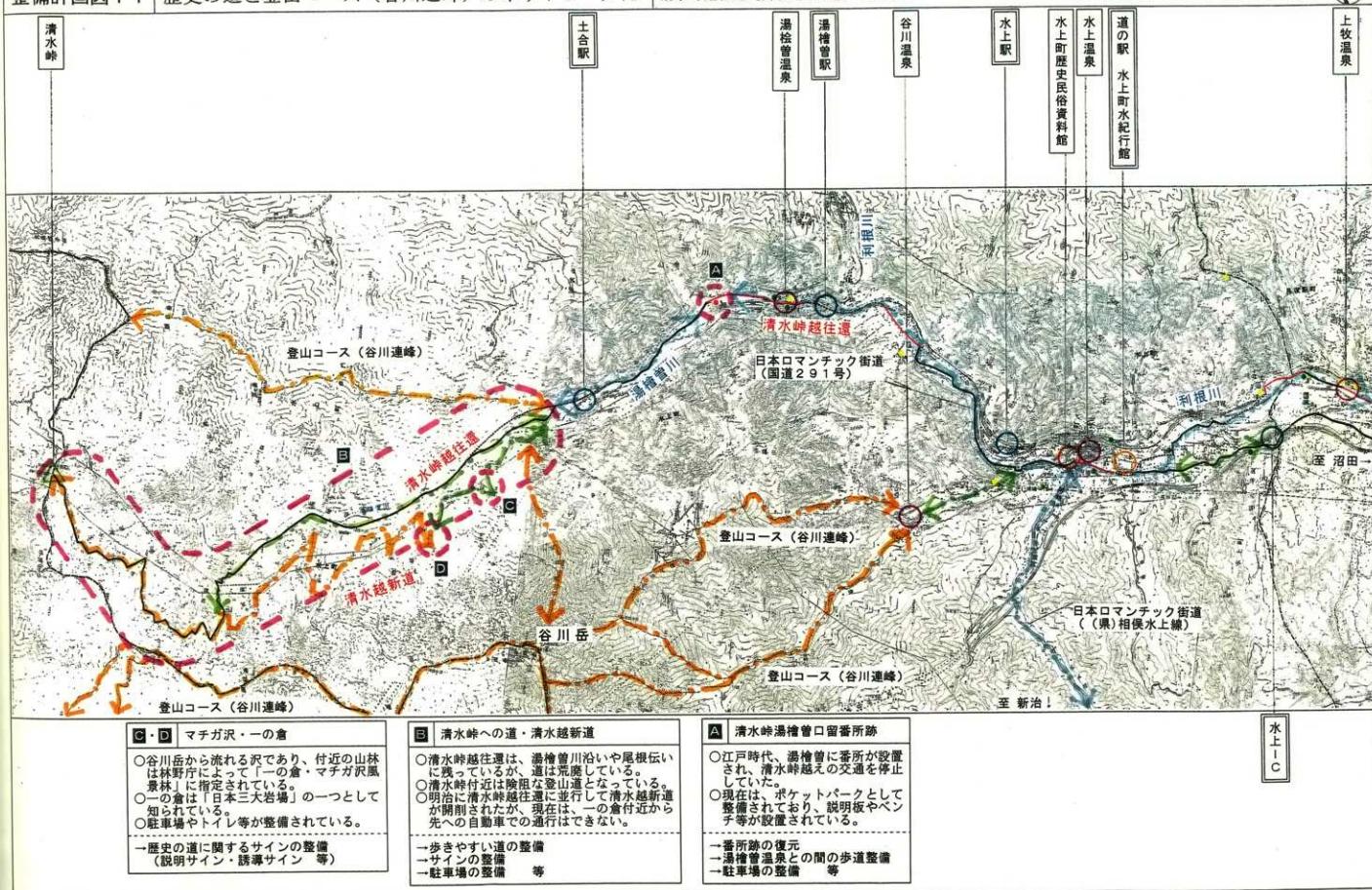
## 方針

- 清水峠への道及び清水越新道を、登山コースとして整備する。
- 湯檜曽番所跡の復元整備を行うとともに、湯檜曽温泉との連携を図り、観光拠点として活用する。
- 一の倉への登山口の駐車場等に、歴史の道に関するサインを整備する。
- 鉄道駅やIC、道の駅、歴史資料館等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

整備計画図 11 歴史の道と登山コース（谷川連峰）のネットワーク化

清水峠越往還 [月夜野町石倉～清水峠]

0 1000 2000 3000 (m)



## 整備計画図 12 歴史の道と宿場及び峠（椎坂峠等）のネットワーク化

会津街道の宿場や峠越えの道を歩いて、昔の旅の雰囲気や峠越えの辛さを実感するとともに、宿場や峠にまつわる歴史等を学ぶことができるよう整備する

街道 会津街道〔沼田市下之町～川場村谷地・利根村追貝〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆宿場（2ヶ所）

- ・高平宿、大原新町宿（跡地）
- ・高平宿及びその周辺には、高平の書院（跡地）等の歴史的資源が多く残る
- ・大原新町宿では、道筋が現状をとどめており、古い民家や土蔵等も多く残る

## ◆栗生峠・数坂峠・椎坂峠

- ・高平宿と大原新町宿の間には、3本の峠越えのルートがある
- ・数坂峠と椎坂峠では、並行して国道120号が通っており、昔の道筋は現状をとどめていない
- ・栗生峠では、峠の下を栗生トンネルが通っている

## ◆城堀川（滝坂川）

- ・会津街道に沿って流れている用水路で、1530年に整備された
- ・大正時代まで生活用水として利用されていたが、現在は国道120号の拡幅等により埋め立てられた部分もある

## ◆歴史資料館等

- ・川場村歴史民俗資料館（跡地）、生方記念資料館（跡地）等

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・沼田駅（JR上越）から 会津街道高平宿まで約9km

## ◆車利用

- ・沼田IC（関越自動車道）から 会津街道高平宿まで約6km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆道の駅 川場田園プラザ

- ・地域情報や特産品展示販売等の他に、乳製品やソーセージ等の工房見学や、ジャム作りの体験等ができる

## ◆道の駅 白沢

- ・特産品展示販売や無料休憩所の他に、日帰り温泉施設である『白沢高原温泉「望郷の湯」』がある

## ◆温泉

- ・大原新町宿の東側、片品川沿いに老神温泉がある

## ◆片品川

- ・会津街道は片品川に沿って通っている

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道120号、（主）平川沼田線

## 方針

- 宿場については、できるだけ歴史的な雰囲気の感じられる街並み整備を行う。
- 峠への道を、ハイキングコースとして整備する。
- 城堀川と街道を一体的に整備し、親水空間のある遊歩道として整備する。
- 道の駅を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 温泉地との連携を図り、観光拠点・宿泊拠点として活用する。
- 日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

### 〔整備計画図 1-2

整備計画図 1-2 歴史の道と宿場及び峠（椎坂峠等）のネットワーク化

会津街道「沼田市下之町～川撮村谷地・利根村追見」

0                  1000                  2000                  3000 (m)

沼田一  
C

道の駅 川塙園ツアーセンター

川端村歴史民俗資料館

高平の書院  
(県重)

C 粟生峠・数坂峠・椎坂峠

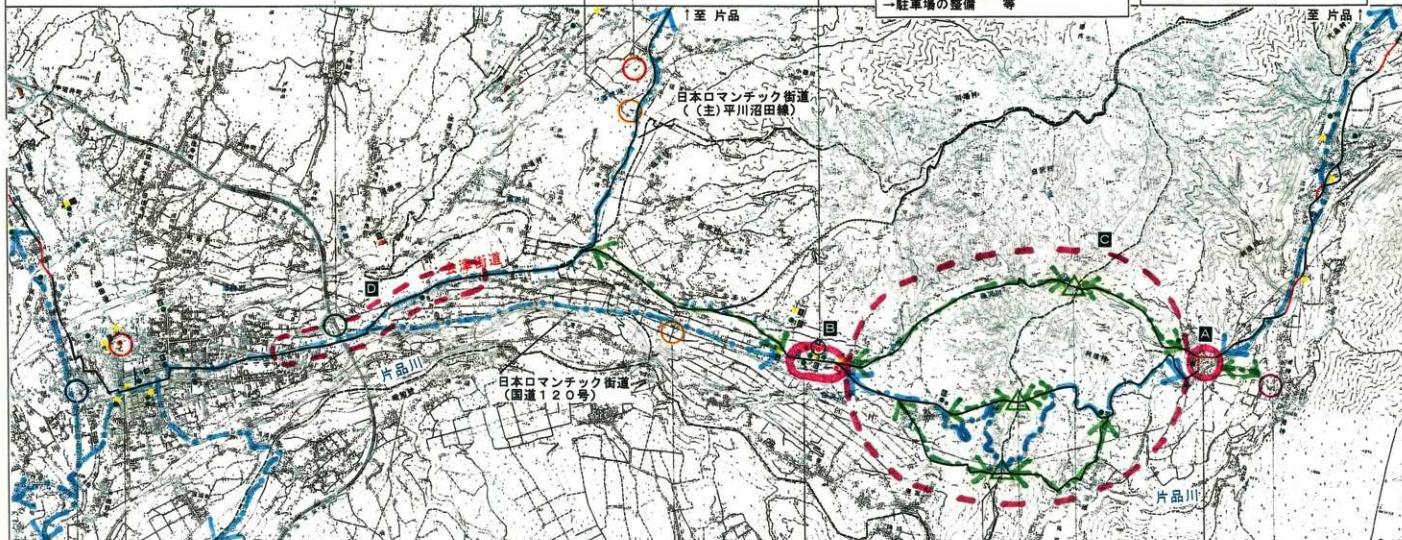
- 高平宿と大原新町宿の間には、峠越えルートがある。
  - 数坂峠越えと准坂峠越えの道はして国道120号が通っており、道筋は現状をとどめていない。
  - 栗生峠越えを通っている。

- 歩きやすい道の整備
  - サインの整備
  - 休憩施設の整備
  - 駐車場の整備 等

A · B 宿場

- 高平宿及びその周辺には、高  
書院等の歴史的資源が多く残  
る。
  - 大原新町宿では、道筋が現状  
どめており、また、古い民家  
蔵等も多く現存している。

- 現存する民家・土蔵等の保存
  - 歴史性の感じられる舗装整備
  - 電線類の地中化
  - サインの整備
  - 駐車場の整備 等



沼田駅

生方記念資料館

P 城堀川（瀧坂川）

- 街道に沿って流れている用水路で、1530年に整備された。
  - 大正時代まで生活用水として利用されていた。
  - 国道120号の拡幅で埋め立てられた部分もある。
  - 説明サインが設置されている。

三  
四  
五

高平齋（卷八）



相  
坂  
峠

数坂峰

木原新町高(タイプB)



老神溫

## 整備計画図13 歴史の道と山村集落及び峠（千貫峠等）のネットワーク化

武尊山等の山々に抱かれた伝統的な山村集落や峠越えの道を歩いて、当時の人々の暮らしや、昔の旅の雰囲気、峠越えの辛さ等を実感することができるよう整備する

## 街道 —

会津街道〔白沢村上古語父～片品村越本〕

## 特徴 —

## 〔歴史的資源〕

## ◆山村集落

- ・登戸集落、幡谷集落、栗生集落、木賊集落 等
- ・各集落は、昔ながらの伝統的な山里景観を有しており、養蚕農家等の古い民家も現存している

## ◆峠（4ヶ所）

- ・宇条田峠、花咲（背嶺）峠、千貫峠、赤倉峠
- ・千貫峠や赤倉峠はハイキングコースとして活用されており、特に赤倉峠への道では街道に沿って流れる赤倉渓谷を楽しむことができる

## ◆歴史資料館等

- ・川場村歴史民俗資料館（川翻） 等

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・沼田駅（JR上越線）から 会津街道千貫峠まで約15km

## ◆車利用

- ・沼田IC（関越自動車道）から 会津街道千貫峠まで約12km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆道の駅 川場田園プラザ

- ・地域情報や特産品展示販売等の他に、乳製品やソーセージ等の工房見学や、ジャム作りの体験等ができる

## ◆道の駅 白沢

- ・特産品展示販売や無料休憩所の他に、日帰り温泉施設である『白沢高原温泉「望郷の湯」』がある

## ◆温泉

- ・川場村内に川場温泉があり、千貫峠や赤倉峠の入り口からも近い

## ◆薄根川・赤倉川（赤倉渓谷）

- ・会津街道は、蓮根川や赤倉川等に沿って通っている

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道120号、(主)平川沼田線

## 方針

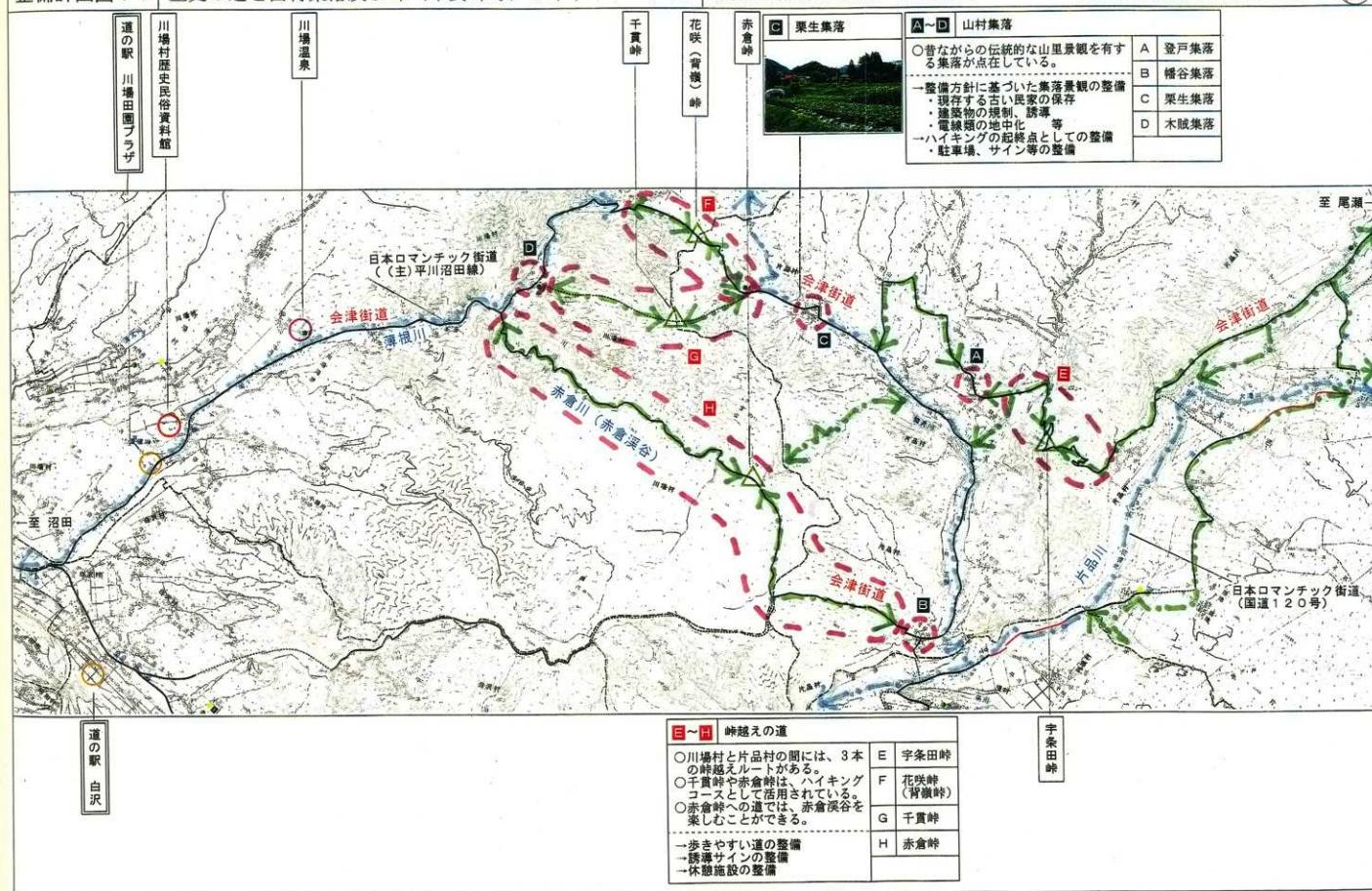
- 山村集落については、整備方針（類型II・タイプA）に基づいて、集落景観の整備を行う。
- 峠越えの道を、ハイキングコースとして整備する。
- 道の駅、歴史資料館等を、交通結節拠点・情報発信拠点として活用する。
- 温泉地との連携を図り、観光拠点・宿泊拠点として活用する。
- 日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

[整備計画図13]

## 整備計画図13 歴史の道と山村集落及び峠（千貫峠等）のネットワーク化

会津街道【白沢村上古語父～片品村越本】

0 1000 2000 3000 (m)



## 整備計画図14

## 歴史の道と山村集落及び芭蕉句碑のネットワーク化

武尊山等の山々に抱かれた伝統的な山村集落を訪ねて当時の人々の暮らし等を実感するとともに、点在する芭蕉句碑もみてまわることができるよう整備する

## 街道

会津街道〔利根村高戸谷～片品村戸倉〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆山村集落

- ・戸倉集落、伊闇集落、越本集落、下平集落、幡谷集落、追貝集落 等  
・各集落は、昔ながらの伝統的な山里景観を有しており、養蚕農家等の古い民  
家も現存している

## ◆芭蕉句碑

- ・街道沿いには、多くの芭蕉句碑が現存している

## ◆峠

- ・宇条田峠、赤倉峠 等

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・沼田駅（JR上越）から 会津街道追貝集落まで約18km

## ◆車利用

- ・沼田IC（隣接自動車道）から 会津街道追貝集落まで約15km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆武尊山

- ・会津街道からは、武尊山等の山々を眺めることができる  
・周辺の山には、尾瀬岩鞍スキー場等多くのスキー場がある

## ◆片品川

- ・会津街道は、片品川に沿って通っている

## ◆日本ロマンチック街道

- ・国道120号、（主）平川沼田線

## 方針

- 山村集落については、整備方針（類型II・タイプA）に基づいて、集落景観の  
整備を行う。
- 芭蕉句碑を保存する。
- 日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

[整備計画図 14]

整備計画図 1 4

歴史の道と山村集落及び芭蕉句碑のネットワーク化 会津街道「利根村高戸谷～片品村戸倉」

0 1000 2000 3000 lm



## 整備計画図 15 歴史の道と登山コース（尾瀬）のネットワーク化

尾瀬の豊かな自然を満喫しながら街道を歩き、昔の旅の雰囲気や峠越えの辛さ等を実感するとともに、街道の歴史を学ぶことができるよう整備する

## 街道

会津街道〔片品村土出～尾瀬沼〕

## 特徴

## 〔歴史的資源〕

## ◆戸倉関所跡

- ・尾瀬への入り口である戸倉には、会津に対する関東守備を目的として、関所が設置されていた

## ◆峠

- ・三平峠（尾瀬峠）
- ・峠付近は、亜高山帯植物の原生林になっている

## 〔交通条件〕

## ◆鉄道利用

- ・沼田駅（JR上越線）から 会津街道戸倉集落まで約 33km

## ◆車利用

- ・沼田 IC（関越自動車道）から 会津街道戸倉集落まで約 30km

## 〔その他（自然等）〕

## ◆尾瀬

- ・会津街道は、国特別天然記念物である尾瀬を通過している
- ・尾瀬には、毎年数十万人の人々が登山に訪れる

## ◆大清水小屋

- ・尾瀬への入り口の一つで、車やバス等の終点であり、ここから先は車での通行が規制されている

## ◆片品川

- ・会津街道は、片品川に沿って通っている

## 方針

- 尾瀬の道にはできるだけ手を加えないで、自然のまま保存する。
- 尾瀬の入り口や峠等には、昔会津街道であったことを示すサインを整備する。
- 戸倉関所跡の復元整備を行い、観光拠点として活用する。
- 日本ロマンチック街道をネットワークの軸として活用する。

整備計画図15 歴史の道と登山コース（尾瀬）のネットワーク化  
会津街道【片品村土出～尾瀬沼】

0 1000 2000 3000(m)

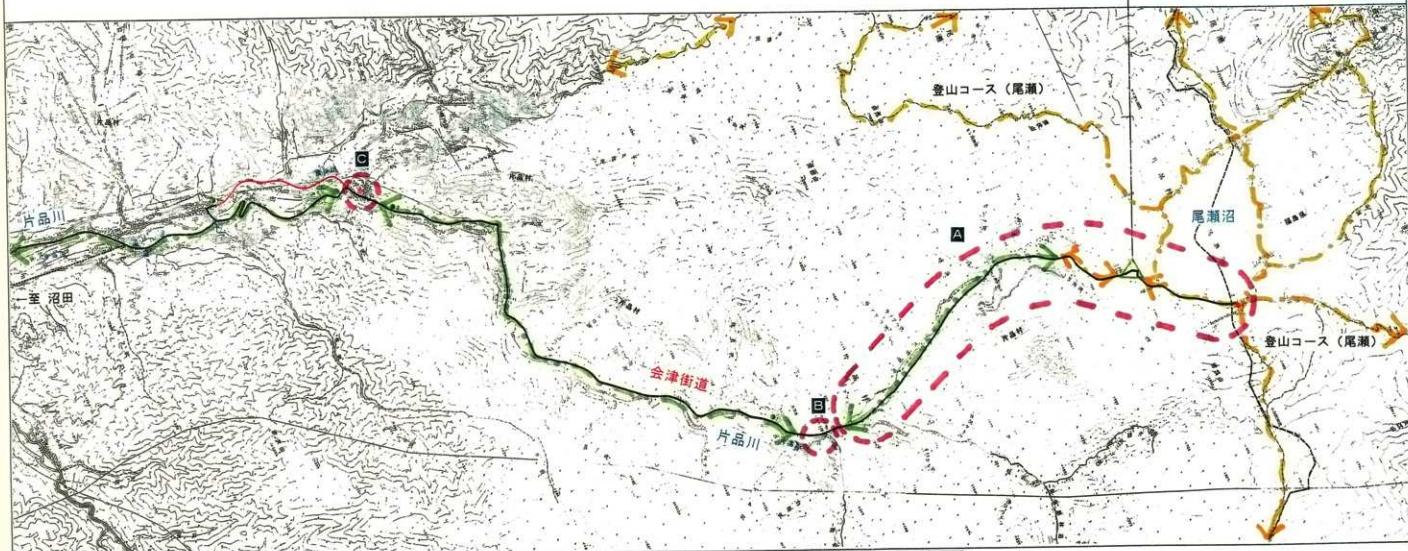
三平峠 尾瀬跡

**C 戸倉関所跡**

- 尾瀬への入り口である戸倉には、会津に対する関東守護を目的として、関所が設置されていた。
- 関所跡の復元
- 名称・説明サインの整備
- 駐車場の整備 等

**A 尾瀬への道**

- 会津街道は、国特別天然記念物である尾瀬を通じている。
- 毎年数十万人の人々が登山に訪れる。
- 街道の名称サインの整備
- 街道や三平峠等に関する説明サインの整備 等



**B 大清水小屋**

- 尾瀬への入り口の一つである大清水やバス等の終点であります。ここから先は車での通行が規制されている。
- 街道に関する説明サインの整備 等